

平成 28 年

三重県議会定例会会議録

(9 月 28 日)
(第 20 号)

平成28年

三重県議会定例会会議録

第 20 号

○平成28年9月28日（水曜日）

議事日程（第20号）

平成28年9月28日（水）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 49名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 内	道 明
5	番	山 本	里 香
6	番	岡 野	恵 美
7	番	倉 本	崇 弘
8	番	稲 森	稔 尚
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正男
30	番	服部	富児
31	番	津田	健規
32	番	中嶋	年介
33	番	奥野	英広
34	番	今井	智隆
35	番	長田	隆尚
36	番	舘	直人
37	番	日沖	正信
38	番	前田	剛志
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	原 田	孝 夫
書 記 (議事課長)	柘 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主査)	松 本	昇
書 記 (議事課主査)	黒 川	恭 子

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	渡 邊	信一郎
危機管理統括監	稲 垣	清 文
防災対策部長	福 井	敏 人
戦略企画部長	西 城	昭 二

総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	伊藤 隆
環境生活部長	田中 功
地域連携部長	服部 浩
農林水産部長	吉仲 繁樹
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村 昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井 敬子
雇用経済部観光局長	水島 徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	村上 亘
企業庁長	松本 利治
病院事業庁長	加藤 敦央
会計管理者兼出納局長	城本 曉
教育委員会委員長	前田 光久
教 育 長	山口 千代己
公安委員会委員長	山本 進
警察本部長	森元 良幸
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎
人事委員会委員	降 籬 道男

人事委員会事務局長

青 木 正 晴

選挙管理委員会委員長

宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長

田 畑 知 治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。25番 藤田宜三議員。

〔25番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

○25番（藤田宜三） どうも皆さん、おはようございます。鈴鹿市選出の藤田宜三でございます。

冒頭、花の話をするようになっておりますので、花の話をさせていただきます。

ダリアが中心、後ろはリシアンサスが中心ということで、最近のダリアは本当に色がきれいになってまいりまして、以前、私どもが小さいころに家庭で咲いていたダリアの花とは全く違う花になってきておりまして、特にヨーロッパで育種が大変進んでおりまして、日本へ入ってきて、日本でも育種をされている方もいらっしゃるやに聞いておりますが、本当にきれいな色が出てまいっております。後ろのリシアンサスはトルコキキョウというんですけども、これも、私どもが花をつくり始めたころというのは一重の花でございまして、今はほとんどが八重になってきてまして、組織培養という方法で同じような形質が大量に生産できるということになりまして、バラの花と見間

違うような花になってきております。こんな花を毎回毎回準備いただいておりますというのが県議会の恒例になっておりまして、本当にありがたいな、こんなふうに思います。

要は、そんな花を、こんな環境をつくっていただいたことを本当に感謝申し上げます。ぜひとも多くの皆さんに、花を家庭の中に、環境の中に入れていただきたい、こんな思いでございます。

9月26日から通常国会が始まりまして、私も農業者でございますのでTPP協定に非常に関心がございます。この協定を守るべきは守るという国会決議があつて、私は無視をしているんだろうというような形で批准をしようとしておるということについては、日本の農業にとって大変大きな影響が出てくるんだろうということを本当に心配しておる1人でございます。

その中で、特に農林水産省は、TPP協定が発効しても主要作物である米については何ら影響がないんだという立場をとっております。同時に、これは三重県の農林水産部にもお話をさせていただいたが、影響は出ないんですと、こういうお話をさせていただきました。

それはどういう論理的なあれかというのがこれでございまして、(パネルを示す)真ん中が米の市場をあらわしてございまして、これが、要はTPP協定によって、最終的には7万8000トンということになっておりますけれども入ってきます。その分だけ国内市場から買い取る、市場から切り離すから総量は変わらないと、こういう説明でございます。ならばですよ、これをどうしてここへ持っていかないのかという、私は数量的に大丈夫にしたいというのであれば当然そういうやり方をしていくべきだろうというのが思いなんです、これは市場に出していくと、こういう考え方だそうでございます。

今回アメリカでは大統領候補が2人とも反対だということでございまして不安定要素はあるにしても、そういう方向へ進んでいったときに、TPP協定が発効しますともうその年から、米はアメリカから5万トン、オーストラリアから8000トンが無関税で入ってくるということでございます。先ほど申し上げたように、需給バランスはとるから関係ないですよというのが論

理でございます。

先ほど申し上げたように、直接備蓄米にせずに販売する方法をとろうとしておるといこと、これ、大変不思議に思っております。しかしながら、現在批准されておりませんので、T P P協定によって無関税の米はありませんので、この後どのような流れになっていくかというのは想像の域を出ないということでございますが、しかし、1993年のウルグアイラウンドで、無関税での輸入を義務づけられましたミニマムアクセス米というのがございまして、これが政府の管理下で現在輸入をされております。2000年に若干変わって、関税を払えばどなたでも入れることができるということにはなっていますが、入ってきたミニマムアクセス米の行き先というのが、最近の数字でございますけれども、主食用が約10万トン、加工用、みそとかそういうものですが、これが2万トンから30万トン、国際援助用に10万トンから20万トン、飼料用に40万トンから60万トンの間で推移をしておるといことでございます。これはそれぞれの用途によって、年によって数字が変わるといことでございます。

これらの米が、どんなふうに国内で流通をしておるのかということをお調べしますと、方法は二つあるんですね。一つは、政府が買い入れるわけでございますので、輸入業者から政府が買い入れて、販売においては実需者に売るとい、それぞれを入札で、買うときは安いほうから、売るときは高いほうに売るとい方法が一つの方法でございまして、もう一つはS B S方式と呼ばれる方法でございます。

これが、今回、皆さんも御存じだと思いますけれども、新聞に載っていたんですが、この話を聞いて本当に怒り心頭といいますか、何だ、これはといような思いを私はさせていただいたんです。それが、実はこういうことなんです。（パネルを示す）

上は、これは本来、どんなふうにしてS B S方式での米のやりとりをしているかということなんですが、要は、輸入業者と、それから実需者、これがペアになって入札をするという方法なんですね。要は、買い入れ価格と販売

価格を入札で競うと、こういうことでございます。

当然入札ですので、農林水産省は予定価格というのを設定します。国が買入れる価格はおおよそこれ、それから、国が売る価格はこれという数字は当然あります。その上で、輸入をする側が幾らで入れて、そして、実需者が幾らで買うというのをセットで入札をするということでございます。

セットで、どんな形で入札するんだという話になろうかと思いますが、売る価格は予定価格があって、その価格よりも低いとこれは成立しない、同時に、買入れ価格は、その予定価格より高いと成立しないということでございます。その両方が成り立って初めて入札に参加をし、競争ができると。その競争はどういうところで決まるかという、その差額が大きいほうが落札をするというのがこのSBS方式というやり方でございます。

9月14日でございますけれども、毎日新聞にその怒り心頭の内容が出てまいりました。要は、入札は145円で国が買って194円で実需者に売るという数字でございます。数量が308トンだそうでございます、落札をしました。問題なのは、194円で実需者が買って、実需者がそれを原価にして商品を販売していけばいいんですが、実は、この輸入業者が利益を含めた金額で105円で仕入れていたと。105円と145円の間には差額があって、その差額の40円を実需者にバックしたというんですね。その名目は調整金だということでバックをした。実需者は40円の差額をもらっていますので、実質的に154円で買ったこととなりますので、そういう意味では、その商品を流通させていく上で安く販売することができるという現状、あるいは、それだけ利益を上げたということにつながっていくんだらうというふうに思います。しかし、そのことを力に販売したんだらうというふうに思っています。

これが事実であれば、実質、我々が聞いている値段とは違う値段で市場流通が起こっているということでもありますので、当然このことが日本の米の生産者に影響が出ないわけがないんだらうというふうに思っています。量的には、今10万トン、主食用、そして、TPP協定で最初は7万8000トン入ってくる。これが多いか少ないかという判断はいろいろあるかと思いますが、

少なくとも米の値下げの圧力につながるということは間違いないだろうというふうに思っています。

そんな中で、原因であるTPP協定というものについても、国会の中でぜひとも、批准せずということも含めて検討いただきたいというのが、農業者、藤田宜三の本当に心からの思いでございます。慎重の上にも慎重な審議をお願いしておきたいというふうに思います。これに対して、三重県の農業政策として準備をしていくというのは、やっぱり重要だというふうに思っております。

もう1点、私、驚いたことがございまして、それはこれなんです。 (現物を示す) 県民の幸福実感向上のためにという副題のついたみえ県民意識調査分析レポートなんです。知事は幸福実感日本一の三重ということを標榜していただいて、1次産業についてももうかる農林水産業へ転換していくんだというお話をいただいております。そのレポートを拝見しましたところ、前回の調査が平成27年の1月から2月、今回が27年の11月から12月ということなんですけれども、9ページの職業別では、農林水産業が実感度、下がった、その上最下位。その原因といいますか、相関関係があるのは何だという話なんですけれども、必要な介護サービスが利用できるかということに対して、実感しているという人がぐんと下がっている。実感していないという方が増えている。働きたい人が仕事につき、必要な収入を得ているという、こういう項目では、実感しているという人が26.2%から19.1%に減っているんです。実感していない方が56.6%から70.2%に上がっているんです。要は、農林水産業の仕事について必要な収入を得ているという項目では、7割の人が、もうかっていない、そんな思いを感じているということでございます。そんな意味で、特に農業者の一員でございますので、農業の部門でいろいろお話をさせていただきたい、質問させていただきたいというふうに思っております。

平成22年に三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例を三重県はつくっていただいた。基本方針をつくっていただいた。地域活性化プランと

いうものをつくって、地域の農業の振興を進めて、もうかる農業につなげていこうという大きな方向で動いていただいております。

結果、生産だけじゃなしに、加工も販売もしていこうという6次産業化の方向、みえフードイノベーション・ネットワークを使って新しい商品をつくって、当然、知事が本部長であります三重県営業本部も含めて、2次産業、3次産業とも一緒になって商品開発をしながら売っていこうという、こんな施策もやっていただいております。重々わかっておるんですが、その上で、農林水産業の皆さん方が実感としてもうかっていない、7割の人がもうかっていないという現状があるわけです。

そこで、いろいろやってきていただいておりますとは思いますが、もうかる農業を目指して農林水産部としていろんなことをやられておると思います。その結果、いわゆる対象農家、1次、2次の兼業農家もございますが、恐らく専業農家、あるいは認定農業者が対象になるのかなというふうに思いますけれども、農家がどんなふうに変わり、どんなふうにもうかってきているのかということをお話をお聞かせいただきたいというのが一番最初の質問でございます。よろしく願いいたします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） もうかる農業に向けた取組について、現状等について聞かせてほしいということですのでお答えいたします。

まず、農業、農村の果たすべき基本的な役割ですが、安全で安心な農産物の安定供給を図るため、持続的な生産体制の構築を進めるとともに、消費者のニーズに応えたマーケットで支持される農産物の生産振興等に取り組み、いわゆるもうかる農業につなげていくことが重要であると考えています。

このため、特に担い手をはじめ産地などを対象に、地域特性を生かしたブランド米の生産拡大など、需要に応じた水田農業の推進、加工・業務用需要に対応できる野菜産地の育成など、消費者ニーズに応える園芸産地形成の促進、肥育用子牛確保のための体制づくりなど、高収益型畜産連携体の育成などに、あるいは、みえフードイノベーション・プロジェクトによる新たな商

品開発などに取り組んでいるところであります。

また、こうした取組を支える農業生産の基盤整備を推進することなどにより、農業の生産性の向上を図るところも重要であるというふうを考えておるところであります。

さらに、農業、農村の地域資源を生かした付加価値向上や6次産業化、新たな品目導入など、地域で工夫している様々な取組の裾野を拓げるために、地域活性化プランなどの策定支援を行っているところです。

少し具体的な事例を申し上げさせていただきますが、ブランド米の推進ということで結びの神を推進していますが、特にPR活動において首都圏で販路開拓を進めた結果、現状、平成27年度で18.6トン、対前年度15トン増でございまして、数はまだ18トンなんですが増やしている。

あるいは、加工用、業務用の需要等に対応した野菜産地の育成、特に、安定的な需要が見込めるネギあたりでは、JA鈴鹿、JA伊勢で、合計で現在50ヘクタール程度の産地が形成されています。着実に産地の規模は伸びておるところであります。

あるいは、酪農家と和牛肥育農家等の連携、県内産の肥育用子牛の安定的な確保という点で、伊賀市、亀山市での事例も出てきておるところです。

みえフードイノベーション・ネットワーク会員による新たな商品開発については、特に伊勢茶を使ったスイーツ、あるいはみえパンの取組など、種々進めているところであります。

また、地域活性化プランの実績といたしまして、264のプランが現在、県内各地で策定されておりますが、その中で、特に主な成果といたしまして、例えば松阪市の権現前、あるいは津市の南家城という営農組合ですが、大豆をつくらせていただいています、そこでは枝豆ペーストであったり黒大豆のみそ加工ということで新たな商品開発を行い、着実に売り上げを伸ばされています。

あるいは果樹生産組合、伊賀市の白鳳梨生産組合については、地域活性化プランに基づいて園地面積の拡大と後継者育成に取り組んでいただいております。

その他、野菜を使った加工、販売、あるいは観光施設との連携、それから、少し中山間地域ですが、南伊勢町の五ヶ所小梅であったり熊野市の飛鳥たかなあたりを使った高付加価値化の販売あたりにも取り組んでいただいて成果を上げていただいております。

今後、三重県食材に対する需要の高まりや認知度の向上など、先般行われました伊勢志摩サミットのレガシーを最大限に生かしながら、新たな価値の創出に向けた取組などを着実に進め、地域での定着を促していくことでもうかる農業の実現につなげていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございます。

先ほど申し上げたように、県の施策でいろんなことをやっていただいているというのは重々わかっておるんです。わかっておる中で、農家からこんな感想が出てきているところに私は非常に危惧をするわけでございまして、ぜひとも今おっしゃられた、前回の質問のときにくしくも鈴木知事がお答えいただいたように、そういう成功例というのはピークだと思うんです、そのピークをどうやって広げていくんだという話をやっていかないと私はだめだと思います。要は、その商品をどうやって売っていくんだというようなことも、農家の皆さん方の中で意識づけをし、そして、広い言葉で言えばマーケティングにつながると思うんですが、プロモーションに終わるのではなくて、県民の皆さんが、あるいは国民の皆さんがどんなものを欲しい、どんなものを買っているんだというようなところまで調べながら提案をしていくようなことを考えていただけんかなというふうに思っております。

私、この項目でいろいろやりとりをしたいなと思ったんですが、SBSでちょっと興奮してしましまして時間がありませんのでこれぐらいにしますけれども、知事が本部長になっていただいております三重県営業本部というのがございます。このあたりとぜひとも協働いただいて、恐らくBtoBの仕事が多いと思いますけれども、状況、情報を集めていただく、それを生産農家へ返

していただくという、今何を消費者の皆さんが求めているんだということを提示いただいて、それを生産していくというような仕組みといますか、考え方をぜひ取り入れていただきたいなというふうに思っております。

次の2点目、3点目、二つに分けておりますけれども、時間がないので一緒に質問させていただきたいなというふうに思っております。

要は、先ほどのSBSを含めてのTPP協定絡みで、水田農業にかなり大きな影響が出てくるのだらうというふうに思っております。これに対して、前回質問させていただいたときに、いろんなことを考えながら対応していくんですというふうにお答えいただきました。

先ほどのお答えの中にもございましたけれども、商品力を生かせる米づくりを拡大していくんだよと、コストを下げていくんだよ、省力栽培を考えていくんだよ、中間施設で農地を集積することによってコストダウンをしていくんだよという回答をいただいております。

特に2年3作、米、麦、大豆、米をつくった後に麦をつくって大豆をつくっていくというのをもっともっと広めていくんですという回答もいただいておりますし、同時に、県として麦のできた商品をどうやって売っていくんだというようなことも考えていただいて、現時点では、麦をもっと欲しい、県内産の麦を欲しいというような足らない状況も生まれてきているという、いい流れも出てきておりますし、その辺のところを進めていくということはよくわかるんですが、これを続けていくと収量が落ちてくるというような現状があるやに聞いておるんです。その辺のところ、状況としてつかまえているのか、僕の情報が間違っているのかもしれませんが、同時に、転作奨励金というのが平成30年になくなってしまいます。なくなってしまう大きな流れ、TPP協定によって外から入ってくる、そういうことをトータルで考えたときに、水田農業をやってみえる方の実質的な可処分所得が減っていく可能性が十二分に考えられると。これに対して、県として大きな流れの施策としてどんなふうに考えてみえるのか、もしお考えがあればお聞きしたいなというふうに思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） お答えします。

まず、小麦の連作による収量低下という御指摘がございました。

小麦は、議員から御紹介がありましたように、本県水田農業の基幹作物でありまして、特に、御指摘がありましたように製麺向けの需要が高いあやひかりを中心に生産の拡大を進めています。平成28年度、約6700ヘクタール、全国で5位の作付面積となっています。

小麦は、主に水田に作付されることから湿害等を受けやすく、全国平均より収量についてはやや低い状況が続いております。平成27年度の10アール当たりの収量は、都道府県の平均302キログラムに対して約9割の267キログラムというような実績となっております。

さらに、最近では、今、議員から御紹介がありました米の需給調整の強化に対応するため、小麦を連作する地域が増えていきます。そういったところで、連作障害によります収量低下が顕著になっておるところもあります。

こうしたことに対処しまして小麦の収量向上を図っていくため、これまでも、堆肥などの活用による土づくりの励行、圃場内への溝の設置など排水対策の徹底、あやひかりなど多収性品種をもう一回進めていくことを進めてきました。

連作障害対策としましては、土壌診断に基づいて、強アルカリ性に傾くと非常に影響が出るというようなこともありまして、土壌改良の実施や、連作を回避するための飼料用米を組み込んだ作付体系などの導入を進めているところであります。

さらに、県内各地域に実証展示圃などを設けまして、こうした技術の普及拡大を図っているところであります。

小麦の収量低下は担い手の経営に大きく影響すると考えています。このことから、JA等関係団体と連携し、増収に向けた取組が現場に定着するように努めてまいります。

また、平成30年度以降、米の需給調整の見直しがあるという御指摘がござ

いました。

県では米の需給調整に対応していくために、ブロックローテーションを柱とした水田活用による、需要に応じた米、麦、大豆等の生産体制の整備を進めて、継続して需給調整目標を達成してきました。

こうした中、国において、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通しを踏まえつつ、需要に応じた生産が行われる状況を目指すとしています。

たとえ米の国による政策が見直されたとしても、米の需要は全国で毎年約8万トンずつ減少しているということが見通される現状の中で、今後とも米の需要に応じた生産が重要であるというふうに考えています。

現在、国、県、市町、関係団体等で構成します三重県農業再生協議会の中に設置しました研究会において、昨年度から、こうした生産数量目標配分の終了が現場に及ぼす影響、国の対応や他の都道府県の対応の方向、三重県における米の需給調整の進め方などについて調査検討しているところであります。

なお、平成30年に間に合うためには、来年の麦の播種、11月前に決定をしていかなくてはいけませんので、来年の夏ごろには一定の方向を出す必要があるというふうに考えています。

今後も引き続き、生産者をはじめ米穀事業者等との情報共有を図りながら具体的な取組方策を検討し、現場が混乱することなく米政策の見直しに円滑に対応できるように努めていきたいと考えています。

以上でございます。

[25番 藤田宜三議員登壇]

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。

いろいろお考えいただいておりますというのはよくわかりましたが、具体的に農家がもうかっていくのだろうか、少なくとも、家族経営で、子どもたちを大学にやれるのかどうか、ここがやっぱり分岐点だろうというふうに思っております。この辺がやれないと、恐らく農家と言われる皆さん方が米作を続

けていくというのは非常に不可能になっていくんだろうというふうに思っております。そんなことも含めて、技術的な点、そして、売り先の点、価格の点も含めて、ぜひとも御検討いただきたいなというふうに思っております。

中には飼料米というのもございます。補助金といいますか、いわゆる調整金、ちょっと名前は忘れましたが、餌米という形で生産をするという方法もございますが、これとてトウモロコシを米に置きかえるということだけですので、決して畜産農家から見たときにプラスにはならないという中で、保管はどうするんだ、流通はどうするんだというようなこともございます。その辺のことも恐らくお考えいただいておりますけれども、この辺の仕組み、体制もぜひともお考えいただいて、連作を避けるために餌米をというお話がございましたので、その考え方はよしとしますけれども、その周りには大きな課題もあるということをぜひ御理解を賜りたい、こんなふうに思います。

もうかる農業でいろんな施策をやっていただいておりますけれども、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度というのがございます。ある一定の条件をクリアした生産農家の生産した特定の商品について県が認めて、それにシールを貼って市場へ流していくという仕組みだと思っておりますが、要は、人と自然に優しいつくり方をしていますよ、生産者の顔が見えますよと。誰がつくったかというを検索できるようになっておりまして、ホームページで見ていただくと、私が花をつくっていますと藤田宜三がつくりましたというのがわかるような仕組みになっていますし、同時に、県のほうも一つの条件をちゃんと満たして生産をしているかというチェックもしていただいております。

その辺を含めて、みえの安心食材表示制度が現在どんなふうになっているのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 人と自然に優しいみえの安心食材表示制度の概要については議員から今御紹介がありましたので割愛をさせていただきます

が、この制度を普及するため、例えば、生産者に対して制度の説明会や栽培管理に関する研修会の開催、県が育成した米、先ほども結びの神ということを紹介しましたが、結びの神については、生産、販売する際の当制度に係る認定を義務づけるということで、こうした制度をとっていただくことを義務づけております。

また、消費者、販売事業者の皆さんへのPRも大事でありますので、制度のPR、イベントや、キャンペーンの開催、量販店に対する取り扱いへの働きかけ、ホテルや飲食店への情報提供などに取り組んでいるところであります。

現在、74品目、901件を指定されています。毎年50件程度増えております。なお、取扱店舗数ですが、全て把握できておるわけではないんですけれども、我々がつかんでおる範囲では127店舗の常設展示、これはJA等の直売所も含まれます。また、県内のスーパーにおいては2社30店舗を中心に販売をされておるところであります。

今後、さらに制度の普及を図っていくために消費者への積極的な周知が必要であることから、今年度は、県内直売所や量販店と連携したみえの安心食材PRイベント、認定事業者からの協力を得て実施するみえの安心食材プレゼントキャンペーン、31事業者から100品目を提供されるなど、こうしたことと連携しながらPR活動に取り組んでいくこととしています。

今後も引き続き、生産者の顔が見えるというアピールポイントに基づいて、みえの安心食材表示制度を生かした安全で安心な農産物等の生産拡大につなげていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。

74品目、901件、50件ずつ増えている。127店舗、最低ある。こういうことでございますが、これをもうかる農業につなげていくということがやはり一番のポイントであるし、肝であるべきだというふうに思っております。逆

に言えば、この安心食材をつくっている方はわかりましたが、どれぐらい県内で流通しているのか、県外で流通しているのかという情報は恐らくとれていないですよ、どうですか。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 議員御指摘のように、販売額、販売実績等については把握ができておりません。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） これがもうかる農業につながっていくんだという実感、ここにかかわった農家の皆さんに持っていただくような制度を考えていくべきではないかなという思いでございます。

シール、以前聞いた数字でするので間違っているかもしれませんが、1枚3円かかるというふうにお聞きしました。それを貼るわけですので、手間暇をかけながら、経費をかけながらやっているわけですね。それは、安全・安心ということで高付加価値になるんだよというお話はできても、生産者にとってはそのことが本当にどうなっているんだろうということもぴんときていませんし、自分の商品はどれだけ売れたかというのはわかりますが、この制度の中で、全体としてこんなふうに売れていって、県内でこれだけ売れて、県外でこんなに売れているんだよというような、情報を集めるような仕組みもぜひ考えていただきたいなど。もうかる農業につながっていくんだという実感をぜひ持っていただけるような制度にさせていただくように考えていただきたいな、こんなふうに思います。

2番目の三重ファンの拡大についてという大きな名前を挙げさせていただいたんですけれども、ここで言う三重ファンというのは、知事が本部長をされている三重県営業本部の中の三重ファンというよりもっと広い意味での三重ファンをもっと広めていきたい、そんな思いで考えております。これについては、今回の伊勢志摩サミット、物すごい、全国、世界に対しての知名度アップにつながっているんだろうというふうに思いますので、このタイミングで三重ファンをもっともっと増やすという取組をぜひともやっていただきたいなという思いをいたしております。

これ、私の友人に聞いた話なんです、友人というのは専門的な知識があって、全国各地へ講演に行ったり、あるいはコンサルティングをやったりしている男なんです、北海道のちょっと都市から離れたところの小学校へ行ったというんですね。小学校で講演をさせていただいて、子どもさんたち、そんなに大した人数ではなかったみたいですが、集まっていたいて話をしたと。冒頭、皆さん三重県って知っていますか、どこにあるか知っていますかと聞いたら、ほとんどの子どもが手を挙げて知っていると言ったというんです。これはすごいことやなというふうに思いました。これこそ使わん手がないなと。まさに目には見えない、聞こえてはこないけれども、知事がよくおっしゃる伊勢志摩サミットのレガシーの一つなんだろうというふうに思っております。

そんな意味で、三重ファンをどんなふうに増やしていこうとしてみえるのか。それはいろんな局面があるので、一番最初に、「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」というキャンペーンの中でやっていただいたみえ旅パスポート、数字をちょっと調べさせていただいたらすごい数なんです。要は、発給数の累計が61万9251部だそうでございます。達成して住所、氏名、全部書いて登録をしていただいた方が、ファーストステージで7万2493名、もう一つ上へ行ってセカンドステージで3万1000名、その上のプレミアムですと2万2002名という数字だとお聞きしました。重複していますので、少なくとも約57万名の方がみえ旅パスポートに何らかのかかわりを持っていただいたんだなというふうに思っております。

そのうちの7万2493名が名前をいただいているということでございますので、程度の差はあれ、三重ファンと呼んでもいい方だろうなというふうに思っています。この方たちをどうしていくのか、あるいは、このデータをどう活用していくのかというのは、このキャンペーンの大きな価値とするか、要は財産とするか、そのまま置いておくかというところにつながっていくのではないかなというふうに思っています。

その後で、特に首都圏を中心にして1万名の方に情報を提供されたという

ふうに聞いていますけれども、この辺のところを活用していく。このキャンペーンをやった中でいろんな課題も見えてきたんだろうというふうに思っています。この課題をどんなふうに捉えてみえるのか。そして、後継のみえ食旅パスポートというのを6月30日スタートでやっていただいているというふうに聞いています。7月、8月、9月と3カ月ですけれども、現状をお聞かせいただけないかというふうに思います。

〔水島 徹雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（水島 徹） みえ旅パスポートのデータ活用とか、新しいみえ食旅パスポートへの取組、つながりについて御質問でございますのでお答えをさせていただきます。

みえ旅パスポートの取組では、御指摘のありましたように、スタンプラリーの達成者の方の年齢ですとか性別、住所等の属性のほか、本県へ来訪していただきました日付、周遊場所など、3カ年で延べ約12万件のデータを蓄積することができております。

このような達成者の方の行動実態につきまして調査分析を行いまして、三重県観光キャンペーンの構成団体である県内市町や商工団体、交通事業者等にその分析データの共有を図るとともに、旅行会社にも情報提供を行いまして、旅行商品の造成等に活用いただいているところでございます。

また、御指摘にもございましたが、こういったコアな三重ファンの方の再来訪を促進したり、新規顧客の開拓においてもデータを活用するというところで、例えば本年2月、3月に、地域の魅力を生かしたプレミアム感のあるツアーを、中京圏、関西圏の達成者の皆さんに御案内しておりまして、募集定員がほぼ満員となる約100名の方に御参加をしていただいたところでございます。

このツアーでは、尾鷲市では自分でつくっていただいた尾鷲ヒノキの箸でサンマずしを食べていただくとか、漁港で定置網漁や魚の競りなんかを体験していただきましたり、南伊勢町では養殖マダイへの餌やり体験、タイの塩釜焼を味わっていただくなど、ふだんではなかなか味わえない体験をしてい

いただいたことで、御参加いただいた方々の満足度も非常に高かったというふうに聞いているところでございます。

このように、パスポートの達成者の方を中心に、コアな三重ファンの拡大につながる展開をいろいろ図ってきたところでございます。

こうしたみえ旅パスポートの取組によりまして、来訪者の周遊性、滞在性の向上や、持続的な観光入り込みの確保、本県の認知度向上等で一定の成果を得ることができたと感じておりますが、一方で、県全体の観光消費額の伸び悩みというところに課題が残りました。

そこで、本年から開始しておりますみえ食旅パスポートでは、前のみえ旅パスポートの達成者データをはじめ、国の観光統計ですとか近年の旅行者のトレンドなど、仕組みを検討していく段階からいろいろなデータを活用いたしまして、利用いただく方の観光消費額の増加につながるような展開を図りたいということで取り組んでいるところでございます。

パスポートを達成していただいた方の中でも特にコアな三重ファンであり、宿泊単価が高い傾向にございますプレミアムステージ、こちらの達成者の方の割合をさらに増やしたいということで、御利用いただいた方々の御意見をもとに、前回のパスポートでは段階ごとに3種類あったわけなんですけれども、それを一つにまとめまして、三つのステージから選択してプレゼントの応募がしていただけるようにするとともに、スタンプは案内所ごとに食や観光地など地域の魅力を生かしたデザインに変更するなど、利用者の周遊性、滞在性をさらに高める工夫をいたしまして、プレミアムステージの達成者の割合を増やしたいと考えているところでございます。

また、前のみえ旅パスポートでは、20代、30代、若い方の割合が中高年の方に比べて低い傾向がございました。こうした状況を踏まえまして、若年層に新たな三重ファンを獲得したいということで、首都圏で人気のブロガーとかユーチューバー、こういった方々を起用して、本県の食の魅力をインターネット等で発信していただくとともに、SNSを活用した口コミ投稿キャンペーンなどの取組をパスポートのスタート直後から集中的に展開して

おりまして、若年層のSNSによる口コミ投稿は、開始後3カ月でございますけれども約3700件投稿をいただいております。

みえ食旅パスポート、開始から約3カ月経過したところでございますが、前回のみえ旅パスポートの3倍となる発給数でございます。非常に好スタートを切っております。今後取組を進めていく上で、その実施効果が検証できるよう、プレミアムステージ達成者数とか20代、30代の全ステージ達成者数、集客増や売上増につながったみえ旅おもてなし施設の割合などの成果指標を設けておりますので、定期的に検証を行いまして、必要に応じて取組の改善を図っていくことで本県への誘客促進と地域の消費喚起・拡大に確実につながるように取り組んでまいります。

以上でございます。

[25番 藤田宜三議員登壇]

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。

幅広くデータを活用いただけてみる、それから、今回のみえ食旅パスポートの出足が非常に順調だということをお聞きしました。

あと10分を切りました。プロモーションについては非常にきっちりやっておりますというのはよくわかりました。私は、プロモーションだけではなく、もっとここにかかわった人たちの情報をとる、この仕組みを考えていく時期なんだろうというふうに思っています。それもリアルタイムでやるべきだというふうに思っています。六十何万枚のみえ旅パスポートを発給した、今回、恐らくそれを超えていくような勢いのようなお話をいただきました。これを何でカード化しないのか、データ化しないのかというのが不思議でたまらないんですね。確かに、スタンプを押していくという楽しさ、これはわかりますが、これをデータ化していくことをやっぱり考えていく必要があるのではないかとこのように思っています。

あと8分しかありませんので、今日実はお話をしたかったのはそのあたりなんです。次、DMOの話をさせていただこうと思っております。お願いにしようと思っておりますけれども。

DMO、要は、旅行者が行く場所に選んでいただくためにどうしたらいいんやという組織をつくってやっていく、マネジメントをしながらマーケティングしていくんだという、そういう組織をつくっていいこうという考えで、日本の観光庁が中心になって日本版のDMOをつくろうという動きが出ていますし、2020年までに100カ所つくろうという動きになっております。

当然それは三重県でもやっていただくというふう聞いておりますけれども、ここでやっぱり重要なのは、マーケティングをどうやってやるんだという話になっていくんだらうというふうに思っています。それは、どうやって来ていただくという話にならうかというふうに思いますが、情報を我々が持つかというところにかかってくるんだらうというふうに思っています。

農業の話を見せていただきました。そして、食の安全・安心のシールが貼ってあるんですよという話もさせてもらいました。今回、パスポートの話を見せてもらいました。みえ食旅パスポートが順調に進んでいっている。これ、カードにすれば物すごい数のカードになっていくんだらうというふうに思うわけですね。

みえ旅パスポートだけでも7万人みえるわけですよ。住所がわかっているわけですね。この方に、例えば三重ファンのカードをつくってお渡しする。これは、同時にみえ食旅パスポートとしても使えますよと、行ったところでリーダーをやっていただければちゃんとチェックができますよというようなことまでやれば、せつかく7万人の方に来ていただいて登録をいただいた、この方がそれ以降三重県に来ているのか来ていないのか、来ているんだらう、どこで何を使っているんだらう、どんなものを買っているんだらう、東京で、三重テラスで何を買っているんだらうかというようなことがリアルタイムでわかってくるのだらうというふうに思うわけですね。

この辺のところを、県として正面切って検討していただけんかなというのが、実は今日、藤田の質問というか、お願いの趣旨であって、その趣旨に向けての質問をさせていただいておるわけでございます。この辺のところを御理解いただいて、DMO、三重県で既に四つ登録をいただいておりますと。これ

に対してどんなふうな対応をしていくのか、同時に、三重県全体を見ていくDMOをつくっていくお考えがあるのか、特に、支援をしていく上で、先ほど申し上げたマーケティングについて、要は消費者サイドから見た情報をどんなふうにとっていこうとされているのか、その辺をどういうふうに指導されようとしているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

〔水島 徹雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（水島 徹） DMOについてのお尋ねでございますのでお答えをさせていただきます。

そもそもDMOというのは、地方創生を推進するために、稼ぐ力を引き出す、地域の総合力を引き出す、民の知見を引き出すという三つの視点がございます。全国各地で地域自らが観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役としての役割を果たすということで、日本版DMOの創設を推進しているところでございます。

県内におきましては、御指摘のとおり4地域で、既に日本版DMO候補法人登録が行われたところでございます。こういったところで、地域のDMOとか観光地域づくりに取り組む市町等にどういう役割、機能が必要かというのを県のほうでも調査を実施しておりまして、その中では、やはり広域的なデータの収集、分析機能が必要だとか、本県へ来訪者を呼び込む戦略的な広域プロモーションの機能が必要であるとか、来訪者の地域間周遊や動線拡大を図るような事業展開を企画、実施する機能などが必要だと、そういったところが全県的なDMOの取組に期待するところといった御意見が多くあったところでございます。

そもそもDMOの役割といたしまして、御指摘のありましたようにマーケティング機能、ここの部分の強化を図るとというのがDMO設立の一つの目的でもございますので、そういったことも踏まえまして、地域DMOと全県的なDMOの機能につきましてははっきりすみ分けを行いまして、お互いに補完し合うということで共存できるような取組を進めていく必要があるだろうというふうに考えております。

したがいまして、今現在、県内の関係団体など、多様な主体が参画をしております、みえ観光の産業化推進委員会内に検討部会を設けまして、全県的なDMOの機能ですとか、その機能を発揮する体制に向けた協議を現在進めておるところでございます、平成29年度中には全県的なDMOの取組がスタートできるよう検討を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。

もう時間がありませんのであれですけれども、青森県の七戸町へ行って、七戸町が地域カードをつくっております。これはポイントがつくという仕組みではありますが、同時に行政のチェックもできるということでございました。例えば、先ほど申し上げたようなパスポートの発給数であったり、あるいは、皆さん方がどんなふうな動きをしていくんだということもわかってくるであろうというふうに思っておりますし、安心食材がどんなふうにごどこでどれだけ売れているんだということも、実はこれ、機能的に非常に簡単にできるんだそうでございます。その辺のところもあるし、同時に、単純に考えても、今あるメンバーをもし一つのカードにまとめれば10万枚を超えるという数字になろうかというふうに思います。この数字は物すごい力を持っておりまして、いろんなほかのカードとの共有もできるんだそうでございます。

政策のチェック、そして、同時に中小企業の経営改善にもつながっていきますので、含めて、ぜひとも御検討をお願い申し上げます。個人的には時間がない状況でございまして不満ではございますが、これで質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 17番 田中祐治議員。

〔17番 田中祐治議員登壇・拍手〕

○17番（田中祐治） 松阪市選出、自民党の田中祐治でございます。今日は、松阪の伝統工芸品であります松阪木綿を着て、松阪市民の思い、そして三重県民の思いを込めて一般質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、5項目にわたって御質問をさせていただきます。内容が5項目ということで大変多うございますので、できるだけ簡潔に、明朗に、そして前向きに御答弁をいただき、再質問のないようお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、まず初めに地域医療構想についてお伺いをいたします。

地域医療構想は、二次医療圏域ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしい、バランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進することを目的とするもので、現在、三重県では八つの地域医療構想区域に分け、それぞれの区域で、地域の医療関係者、医療保険者、行政などで組織する医療構想調整会議において、平成37年の医療需要、すなわち患者数と病床の必要量を含め、議論をされております。

今後は、病床機能報告で得られるデータや区域ごとの医療需要及び医療供給に加えて、医療機関ごとの患者の受け入れ状況などについて必要なデータを収集し、これらの情報をもとに、平成37年の医療需要、医療提供体制、目指すべき医療供給体制の方向性について議論をし、平成28年度末には県が地域医療構想を策定する運びとなっております。

さて、私の地元松阪地域では、地域医療構想調整会議で示された病床の機能区分ごとの必要病床数について、様々な視点から議論がなされております。平成28年7月26日には平成28年度第1回松阪地域医療構想調整会議が、8月30日には松阪地域医療構想意見交換会が開催されました。特に、8月30日に開催されました、病院経営者が集う松阪地域医療構想意見交換会で提出された資料の中に、県の事務局案として、平成37年における必要病床数が示されました。（パネルを示す）

松阪地域では、平成27年の2232床に対し、平成37年の必要病床数は1829床

であり、403床の過剰となっております。特に、急性期病床において649床が過剰とされる削減には、危機感を抱かざるを得ない状況であります。

松阪地域におきましては、知事も御存じのとおり、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、そして松阪市民病院という、いわゆる三つの基幹病院がございます。このことは、地域住民の日々の暮らしの中において、医療の充実という部分で非常に安心ができる、かけがえのない財産であり、いざというときの二次救急の輪番体制という医療体制は全国に誇れるものであり、これを堅持していきたいという思いは誰もが願うところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げました、特に三つの基幹病院が多く保有する急性期病床の削減数649という数値は、一つの病院が必要でなくなるほどの病床削減数であります。さらに、提出された資料の中には、三つの基幹病院がそれぞれ持っている急性期機能について、重複している部分もあることから、効率性及び質の確保の観点から、将来における集約化、重点化を想定しておくことも考えられると示されております。

そこで、2点にわたって御質問をさせていただきます。

1点目は、地域の意見がどこまで反映されるのかという疑問であります。

国が示す地域医療構想策定ガイドラインには、地域にかかわる医療関係者や保険者及び患者、住民の意見を聞く必要があるというふうに示されております。聞くところによりますと、国による様々なデータの蓄積により算出された数値であることから、地域の意見を聞く部分は極めて少ないというふうに伺っておりますが、県としてどこまで意見を聞いていただけるのかお伺いをいたします。

2点目でありますけれども、地域医療の実情についてであります。

平成27年度の松阪市内の三つの基幹病院の救急車の受け入れ総件数は1万4304件、厚生連松阪中央総合病院が6157件、済生会松阪総合病院が4752件、松阪市民病院が3395件であり、1日40件の受け入れをしている実情もあります。このように救急車の受け入れが非常に多い状況の中で、急性期病床が減少すれば輪番体制が崩れるのではないかと、そういった不安は大きく、また、

受け入れ病院における医師等の充実確保など、様々な問題が発生してくるよう
に思っております。

仮に、それぞれの三つの基幹病院に急性期病床を減らす選択が生じた場合、
病院経営にもかかわることから、非常に困難であるように感じております。

この地域医療構想が、地域の医療体制、ひいては病院そのものの崩壊につ
ながるものでない制度であることを願うものでありますが、県の御見解をお
伺いいたします。

以上2点、よろしく願いいたします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 地域医療構想について2点御質問が
ございました。まとめてお答えをさせていただきたいと思えます。

地域医療構想の策定は、総人口の減少が続く中、団塊の世代が75歳以上を
迎える平成37年、2025年でございますが、この年を見据えて取り組んでいる
ものでございます。人口構造の変化や、そのときの患者の状態を踏まえて、
平成37年、2025年の地域の医療提供体制はどうあるべきなのかについて、現
在、県内で八つの構想区域で議論をいただいているところでございます。

本県におきましては、平成37年、2025年には総人口が約180万人から約170
万人に減少する中、75歳以上の後期高齢者の方々は、現在の約25万人から約
31万人に増加しピークを迎えることが見込まれております。

この地域医療構想に盛り込む内容といたしましては、先ほど議員のほうか
らも御紹介がございましたように、病床機能の種類を高度急性期、急性期、
回復期、慢性期の4分類にした上で、2025年における地域ごとの医療需要、
病床の医療機能別の必要量、これをいわゆる必要病床数と言うておりますけ
れども、それとあわせて、あるべきそのときの将来の医療提供体制を実現す
るための施策等ということになってございます。

議論のベースとなります必要病床数につきましては、2025年の医療需要の
推計値は、医療法施行規則に基づきまして、一定の前提条件のもと、平成25
年度、2013年度の診療報酬データ等から入院受療率を算定し、その結果に平

成37年、2025年の推計人口を乗じて1日当たりの患者数を算出したものでございまして、平成37年、2025年におけます県全体の医療需要に対応する病床数は約1万3600床となっております。

一方、各医療機関から報告されました平成27年の県全体の病床数は約1万6500床となっております、その差が約2900床となっております。これは現在未稼働病床の約1100床も含む数字でございますけれども、約2900床となっておりますということでございます。

松阪区域の場合は、平成37年、2025年の必要病床数1829床に対しまして、報告された病床数は2232床となっております、その差は403床となっております。

県全体を通しておおむね急性期病床が過剰となり、回復期病床が不足するという見込みになってございます。

県としましては、こうした推計値は目安と位置づけた上で、過度に数字にとらわれることなく、平成37年、2025年の地域のあるべき医療提供体制に向けて、地域における議論を優先して進めたいということの基本方針といたしまして、その結果を構想区域における地域医療構想としてまとめ策定することとしております。

その中で、議員が御心配していただいております地域における救急医療体制の確保については大変重要と考えておりまして、国のほうの医療計画の見直し等に関する検討会・地域医療構想に関するワーキンググループにおきましても、地域医療構想調整会議の進め方といたしまして、公的医療機関や地域医療支援病院をはじめとする一定規模の病床数を持つ病院であって、地域の救急、災害医療などを担う医療機関の役割については一定留意した上で議論を進める方向性が示されているところでございます。

急性期機能の見直しと、地域で不足します回復期機能の充実に当たりましては、救急医療体制に十分配慮した上で、地域の関係者による議論を慎重に進めていきたいと考えております。

それから、私のほうから冒頭、八つの構想区域において議論を進めておる

ということで説明したところでございますけれども、平成26年6月に成立をいたしました医療介護総合確保推進法におきまして、県は地域ごとに、診療に関する学識経験者の団体、その他の医療関係者、それから医療保険者、その他の関係者との協議の場を設け、地域医療構想を達成するために必要な協議を行うとされております。本県におきましては昨年度から、地域医療構想調整会議といたしまして、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会のそれぞれの代表の方、それから病院の代表者、医療保険者を代表した協会けんぽ、健保組合の方々、それと市町の方々との協議を進めておるところでございます。

本県では、南北に長い地勢を有し、一定の人口規模を持つ都市がほぼ並んで分散していることや、今後、在宅医療など、より地域に密着した医療のあり方に関する議論ができるようにということで、国が想定をしております四つの二次保健医療圏をベースとした区域をさらに細かく分けまして、県内八つの構想区域、桑員、三泗、鈴亀、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、東紀州に分けまして、地域医療構想調整会議を設置し、平成27年度にはそれぞれの区域におきまして各4回開催し、各区域の現状と課題、医療提供体制の方向性等につきまして議論をしてまいったところでございます。

また、本年度からは、全ての区域の調整会議におきまして、在宅医療、介護連携の観点から介護現場に精通した方と、さらにより地域に即した意見をお聞かせいただく観点から住民代表の方を委員として迎え入れております。

構想区域を八つに分けたことにより、厚生労働省からの推計値のデータの提供が他県より1年遅れとなってしまったことによりまして、推計値に基づく議論が本年度の第1回の調整会議からとなっております状況でございます。

県としましては、地域医療構想調整会議におきまして、地域の関係者による丁寧な議論に努め、その結果を尊重していくとともに、パブリックコメントを実施し、より多くの地域住民の方々の意見を求めながら、本年度中に地域医療構想を策定していきたいと考えております。

地域医療構想の策定後は、医療機関の自主的な取組と、同調整会議におけ

る協議を継続しまして、毎年毎年P D C Aサイクルを回す形で議論を重ねながら、診療報酬の改定などによる国の動きも見据えながら、平成37年、2025年までに9年をかけて医療機能の分化・連携を進め、地域のあるべき医療提供体制の実現を目指していきたいと考えております。

また、その過程におきましては、調整会議に参加していただいております市町と連携しながら、住民の方々との情報共有や対話にも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

御答弁の中で、県全体の削減病床数が約2900床というふうにお伺いをいたしました。そして、八つの地域医療構想区域内でいろいろ調整をしているわけですが、全体の中で約2900床の調整というのはできないものなのかお伺いいたします。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 議員の御質問の中にもございましたように、国のほうから医療法施行規則に基づいて三重県における医療需要というものが推計値として出されておりました、その医療需要に基づいて三重県における必要病床数が推計として出されております。そこでの現在の病床数との差が今申し上げたような数字になっておるわけでございますが、これを県全体の中で調節することについては、各区域ごとに、未稼働病床、現在動いていない病床もございますので、その病床数を念頭に置きつつ、個々の病院ごとの経営、今後を見据えた経営の中で9年をかけてその差を近づけるような努力というのは、各区域ごとに必要であるというふうを考えております。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） 例えばですよ、松阪区域が403床の減少というふうにお伺いしたわけですが、県全体で約2900床なんですから、それぞれの八つの区域で調整はできないのかというふうにお伺いしたわけですが、

例えば403床を、ほかからもう少し調整をしていただくとか、403床を減らすとか増やすとか、県全体の約2900床は変わらなくても、それぞれの区域で調整はできないのかということをお伺いしたわけですが、

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 県全体の総数としまして、国の推計値から基づく必要病床数が約2900床、過剰になっているという状況でございますので、それは各区域から見た場合もそれぞれ一定の割合の病床数をその数字に近づけていくという努力が必要でございます、各区域間で調整ということは、各区域において松阪区域と同様の、一定それぞれの病院ごとの自主的な取組の中で近づけていくという努力が必要でございます。

それと、1点申し加えますと、急性期病床が減少した場合、救急体制に影響があるのかという、そういう素朴な疑問がどうしても出てまいりますけれども、国のほうで考えておりますのは、急性期の病床につきましては、一定ある程度病状が改善した方も急性期の病棟におみえになるという実情があるということ踏まえまして、急性期の病棟における期間を短縮化して、限られたベッド数の中でベッドのあきを確保することで急遽の受け入れに各病院は尽力していくと。一方で、回復期のほうのベッドが不足していますので、そういった急性期から回復期への病床の転換というところも今後各地域で御努力いただきたいということで考えております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

この地域医療構想は三重県の医療制度に大きな影響を与えるわけでございますけれども、知事の所見をお伺いしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今、本当に地域で御心配いただいておりますので、そんな地域の声が反映されないということはありませんので、丁寧にしっかり御議論をしていただき、そして、その意見を最大限反映する努力をすることが大前提の上で、一方で今年度中には何らかまともないといけません。これは、国から求められています。

先ほど松田医療対策局長も申し上げましたとおり、各地域の数字とか、過度にその数字にとらわれることなく、この10年後、どういう方向へ向かっていくのかというのを議論したいと、そういう方針をまとめたということでもありますので、その数字ありきというような議論でなく、どういう方向へ向かっていくかということをぜひ皆さんと議論しながらやっていきたいと思っておりますので、また様々な御意見をいただきながら丁寧にやっていきたいと思っております。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

地域の意見をしっかりと踏まえて地域医療構想のほうを作成していただけたらと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

次に、林業の振興施策についてでございますが、まず初めに木質バイオマス発電所への木材供給についてお伺いをいたします。

県内で、平成26年11月の松阪市内の発電所に引き続き、今年7月には津市と多気町に発電所が完成をいたしました。現在、県内3カ所において木質バイオマス発電所が稼働をいたしております。

今まで森林内に放置されていた株や傷、曲がり材、枝葉などが燃料として有効に活用されることで、素材生産の形態も大きく変わってきているというふうに伺っております。

松阪市、多気町の発電所の燃料となる木材チップは、それぞれの原木の重量で年間約8万トンが必要となっております。さらに、津市の発電所においては、松阪市、多気町の約4倍の燃料が必要と伺っております。このように、木材チップの需要が急速に拡大し、県内産の間伐材などでは十分に供給できないのが現状であります。

こうした中、平成30年春のオープンを目指している（仮称）アクアイグニス多気で木質バイオマスプラントの計画もあり、木材チップの供給安定はさらに困難になるものと危惧をいたしております。

県は現在の各発電所の燃料供給についてどのようにお考えなのか、また、今後どのように対策を講じようとしているのか、お伺いいたします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 木質バイオマス発電所に関する御質問にお答えいたします。

現在、3基の木質バイオマス発電所においては、県内産の間伐材など未利用材の伐採木の利用、あるいは、海外から輸入されるヤシガラ、PKS等を燃料に使用しています。

木質バイオマス発電所3社の平成28年度の燃料の需給見込みについては年間約22万8000トンの需要になりますが、新規調達先を確保することなどにより、燃料自体は充足する見込みとなっています。

しかしながら、議員も御指摘のありました間伐材などの未利用材については、約6万9000トンの計画に対して、県内からの供給見込みは約5万5000トンとなっており、依然増やしていく必要があるというふうに考えています。燃料の安定供給に向け、間伐材などの未利用材の生産を促すため、低コスト造林による主伐の促進により素材生産量の増大に取り組んでいるところであります。

また、近隣県も含めた森林組合や素材生産事業者などを訪問し、増産に向けた働きかけを行っているほか、バイオマス専用運搬車など、事業者による木質バイオマス供給設備の導入を支援してまいります。

こうした取組の結果、平成27年度の県内からの間伐材などに由来する供給量は、26年度の約2倍であります約4万5000トンに増加しました。また、今年度も移動式チップパーなどの機械設備の導入を支援し、8月末時点でございますが、27年度同時期の供給量を約3割上回っておるというような状況です。

今後とも引き続き、森林組合や素材生産事業者による広域的な原木収集に加えまして、市町等と連携しながら木の駅プロジェクトなどの取組によって供給量の増大を図っていこうというふうに考えています。

なお、発電事業に係る認定的なことでございますが、この認定に関しては

経済産業省が現在行っておりまして、発電事業の計画に関して、林野庁を通じまして県に意見が求められます。

この意見において、県では事業者には県内の木質バイオマスの需給状況に関する情報を提供した上で、木質燃料の安定的調達方法や既存流通への影響の有無などを聞き取り、意見にまとめて国に伝えているところであります。

現在、これにあわせまして、国に対して、木質バイオマスの需給状況に関する県の意見がよりの確に発電事業の認定審査に反映されるよう、制度を見直すことについて要望しておるところであります。

今後も、木質バイオマスの需要と供給の適正なバランスが図られ、木質バイオマス発電所の安定稼働、そして林業振興が両立するよう、国や関係者と協議を進めるとともに、木質バイオマスの安定供給に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。前向きに取り組んでいただいているということでございます。

これは提案でございますけれども、今、松阪市では、木質バイオマスの収集に、新たな取組として、事業者だけではなく、森林所有者や山にかかわる個人やグループが、森が元気に、地域も元気にを合い言葉に、地域の活性化を目的に、山に放置されている間伐材、市場に出せない木材を軽トラックなどで収集し、発電用の燃料として供給する取組が進められております。この取組で、年間約1600トンを収集しております。森林組合が1本6000円で買い取り、半額の3000円は地域商工会の商品券で支払っております。今まで利用されず山に放置されてきた間伐材が現金や地域の商品券に交換され、地域資源が地域商品券となって地域内に循環をする、まさに、森が元気に、地域も元気にと、この取組が地域の経済やコミュニティーの活性化にも貢献しております。不足が予想されます発電燃料の確保につながる地道な取組を県内各地でも推進していただければ幸いですので、御提案とさせていただきます。

だきます。

次に、大型合板工場が県内林業に与える影響についてお伺いいたします。

新聞紙上によりますと、近く多気町に大型合板工場が建設されると伺っております。よくも悪くも松阪地域、あるいは県内林業に影響があると思われる。私といたしましても、合板工場への原木供給、発電所の燃料となる木材の供給に期待をいたしてはおりますが、県はこの状況をどのように受けとめ、そしてまた、今後の林業活性化にどう生かしていくのかお伺いをいたします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 多気町に建設予定の大型合板工場に関する県の見解ということでお答えします。

まず、三重県では、人工林の多くが本格的な利用期を迎えておるものの、需要については全体的に減少傾向にあります。特に用途別に見ますと、柱などの建築用材、いわゆるA材の需要は、住宅着工戸数が減少傾向にある中、伸び悩んでいる。また、主に合板用となりますB材と呼ばれているものについては、県内に大口の需要先となる工場がありませんので、県外の工場に出荷をするという状況でございますが、輸送コストがかかることからその量はわずかであります。また、先ほどから御説明しています木質チップに関するC材については需要が非常に多いというような状況でございます。

このような状況の中、国産材を利用する大型合板工場の県内立地が実現すれば、B材の安定需要につながるものとして大いに期待をされることだと思います。

また、この合板工場では、本県を含め紀伊半島で課題となっている虫食い材も使用するという計画になっておりまして、森林資源の有効活用につながるものと見込まれます。

旺盛な木質チップ、C材の需要に加え、今回計画があります大型合板工場の整備によってB材の安定需要が創出されることで、素材全体の生産が大きく拡大する見込みがあります。また、こうしたことを契機として、今後は川

上から川下までの木材関係者の皆さんがサプライチェーンをしっかりと構築して、特にA材の需要拡大に注力していきたいというふうに考えています。

今後とも、紀伊半島では初となる大型合板工場の整備の実現を通じ、地域雇用の創出はもとより、着実な素材生産の拡大や関連産業の活力向上、広域での森林資源の循環利用を図り、林業活性化につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

合板工場への安定供給が実現をすれば、県内の林業も活性化するという御意見だというふうに思います。本当に期待をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

時間がございませんので、次に移らせていただきます。

次に、県内企業の育成に向けた入札制度の整備についてお伺いをいたします。

公共事業は、利便性だけでなく、人命や財産を災害から守るものであり、公共財は県民の貴重な財産であります。その事業を担っている建設企業は、安心・安全の建設物の提供をはじめ、地域雇用など地域経済の発展に欠かすことのできない役割を担っております。

今年4月、熊本県を中心に発生した地震災害では、甚大な被害が発生をいたしました。お亡くなりになられました方々には心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々には改めてお見舞いを申し上げます次第でございます。そして、この地震発生後、自衛隊や警察、消防の方々が被災地に向かう前にいち早く現場に駆けつけ活動を行ったのは地元建設業者であったことは皆様も御承知のとおりだと思っております。

建設企業は、地域社会の安全・安心を守るという社会的使命も担っております。しかしながら、公共事業の予算削減に伴い疲弊をしております。（パネルを示す）このグラフは、三重県における公共事業の発注額の推移であり

ますが、ピーク時の平成8年度の約1552億円に対し、27年度は約660億円と半分以下となっております。

公共事業の積算に当たっては、標準的な工事価格が算定できるよう、実態調査を行い、その結果を反映した各種積算基準により予定価格を設定し、工事発注を行っております。しかし、公共投資の減少に伴い、受注のために低価格で応札せざるを得ないケースもあるというふうに伺っております。また、公共工事の入札は十分な平準化が行われていないことから、第1、第2四半期は労働力が余り、入札が集中する第3四半期以降に労働力が不足するという状況にあります。

これらのことを踏まえると、建設産業の労働環境の改善、一定量の受注額の確保や計画的に受注できる状況にしておくことが必要であるというふうに思っております。

ここで、三重県における建設業の経営安定化に向け、どのように入札制度に取り組んでおられるのか、お伺いをいたします。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、建設業の経営安定化に向けた取組についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員からも御紹介がありましたとおり、地域の建設業は、良質な社会資本を提供するとともに、災害発生時における地域の安心・安全の確保や地域の雇用を支える産業として重要な役割を担っております。

このことから、三重県建設産業活性化プランに基づき、建設業界とともに活性化に向けた取組を進めております。

まず、労働環境改善の取組については、県発注工事の入札参加条件に社会保険等への加入を義務づけました。さらに、平成27年10月から1次下請けまで義務づけを拡大しており、入札参加資格者名簿に登録されている建設業者で社会保険等への未加入業者数は、平成26年度には112社であったものが、平成28年、本年8月末には39社となっております。

また、総合評価方式の入札において労働安全衛生マネジメントシステムの

認証を評価することにより、労働環境の改善に取り組む企業数が大幅に増加をしております。

計画的な受注の支援策として、予算成立後速やかに公共事業実施予定箇所を公表する県独自の取組を行っております。また、入札契約適正化法に基づく四半期ごとの公共工事発注見通しを早期に公表するとともに、法律に定めのある項目に加え、落札者の決定方式も公表するなど、その充実を図っているところでございます。

次に、適正な利潤を確保する取組では、県が定める労務単価や建設資機材単価への市場価格の早期反映や、平成28年5月には人材の育成確保に係る経費を適切に反映するため、積算基準の見直しを行っております。また、平成28年度から最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定式を三重県独自式とすることにより、平成27年度に比べ約2%の引き上げを行っております。

次に、受注機会を拡大する取組として、総合評価方式の入札において技術者1人当たりの受注工事高を評価しています。また、同種同規模の複数工事を同時期に発注し、一括審査を行う取組を進めております。この一括審査方式は、事務の軽減にもつながることから入札参加者から評価を得ており、建設業界から拡大の要望もいただいております。

そして、月ごとの工事量を平準化する取組では、稼働している工事の月別工事量で評価する独自の指標を設定し、この指標が均等となるよう努めておるところでございます。この指標については、国土交通省からも評価を得ているような状況になっております。

以上の取組は、建設業界から一定の評価を得ているものの、依然として地域の建設業の経営環境は厳しい状況となっておることから、今後も引き続き、地域の建設産業の活性化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

今の御答弁にございましたように、県における入札制度はかなり改善をしていただいております。しかしながら、平成27年度の落札率は87.7%と全国

平均を下回っていたわけでございますけれども、先ほどの御答弁の中で約2%引き上げていただいたということで、全国平均にかなり近づいたのではないかなと、そんなふうにも理解をさせていただきました。

しかしながら、市町の入札制度に着目をいたしますと、落札率が極端に低くなる低入札が行われたり、最低制限価格の設定がかなり低いという市町が見受けられます。ダンピングといえますと業者が悪いというふうに捉えられがちでありますけれども、公共工事が減少する中で生き残るために行わざるを得ないというふうには私は理解をしておりますが、このダンピングが結局は企業経営を圧迫して倒産につながるという状況が続いております。

国におきましては、平成26年度に担い手3法が改正され、それを受け、発注機関事務の運用に関する指針が策定され、三重県では運用指針遵守に向け、市町ともに発注者協議会三重県部会を立ち上げ活動していることから、これをさらに活用し、市町に対し、適正な予定価格の設定、設計ガイドラインの作成など、各施策の実現に向けこれまで以上に情報を提供いただくことをお願い申し上げます。

それでは、次に移らせていただきます。

次に、道路網及び安全な道路環境の整備促進についてであります。道路は活力ある地域社会を形成し、県民生活に豊かさゆとりをもたらす重要な社会資本であり、一般国道、主要地方道や一般県道は地域間を結び、地域経済の活動や地域間交流、災害時などの緊急車両の通行など、極めて大きな役割を担っております。

ところが、公共事業の予算削減に伴い、県内各地において工事途中でとまっている道路を多く見受けます。

例えば、松阪市における一般国道166号は、大阪府羽曳野市を起点に奈良県桜井市を経て三重県松阪市に至る全長約119キロメートルの幹線道路であり、唯一紀伊半島横断道路であることから、江戸時代の参勤交代やお伊勢参りに利用され、伊勢街道、和歌山街道として知られてまいりました。

(パネルを示す) 現在は、約119キロメートルのうち114キロメートル、約

96%は改良工事が完成いたしておりますが、松阪市飯高町川俣地内の約5キロメートル、残りの4%であります。未改良で車の対向すらできない箇所も見受けられ、大変危険な状況となっております。

(パネルを示す) 次に、青色で囲った部分の県道松阪環状線は、松阪市東黒部町を通る一般国道23号と松阪市豊原町を通る県道伊勢松阪線を結ぶ都市計画道路で、地域にとっては津波の避難経路や洪水時の堤防決壊の対策として、早期完成が望まれております。(パネルを示す) これは計画地の榎田川に隣接する堤内地で、現在は写真のような状況で、数年工事がとまっている状況であります。(パネルを示す) また、写真の榎田川にかかる太平橋周辺については、川幅も狭く最も流水障害を生じる区間であるにもかかわらず、いまだ工事未着工で目標年次が定められていない状況となっております。

この橋は現在、市道橋として松阪市の管轄ですが、榎田川が国土交通省の直轄管理となる以前から存在した橋で、地域住民にとっては生活に欠かすことのできない貴重な財産でもあります。これまで幾度となく修繕が行われてまいりましたが、すぐ上流に県道橋の建設が予定されていることから、橋のかけかえは行われていないままとなっております。

一般国道166号と県道松阪環状線の現在の進行状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

[水谷優兆県土整備部長登壇]

○**県土整備部長(水谷優兆)** それでは、松阪市内の道路整備についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、国道166号の整備の状況です。

国道166号では現在、松阪市飯高町富永から飯高町田引にかけての約5キロメートル区間を田引バイパスとして、また、松阪市飯高町森から富永にかけての約4.3キロメートル区間を県道蓮峡線バイパスとして整備を進めております。

田引バイパスについては、田引地区側から整備を進め、これまでに約4.3キロメートル区間を完成供用しております。現在、残る約700メートルにつ

いて整備を進めており、このうち約240メートルを、平成29年、来年の春には供用したいと考えております。

県道蓮峽線バイパスについては、これまでに奈良県側の森地区から七日市地区までの約1.9キロメートル区間を完成供用しています。残る区間のうち七日市地区の約1キロメートルを優先して整備を行うこととし、今年度は用地買収を進める予定でございます。

次に、県道松阪環状線です。

県道松阪環状線は、榑田川左岸の県道鳥羽松阪線と県道御麻生菌豊原線との交差点から、県道伊勢松阪線と交差し、榑田川を渡り国道23号に至る約4.6キロメートル区間の整備を予定しております。このうち、現在整備に取り組んでいる区間は、県道鳥羽松阪線から県道伊勢松阪線までの約2.4キロメートル区間と、榑田川右岸堤防から国道23号までの約800メートルの区間です。

県道鳥羽松阪線から県道伊勢松阪線までの区間は、これまでに約1.6キロメートル区間を完成供用しています。残る区間については、今年度用地買収が完了したところであり、この区間内の近鉄跨線橋の詳細設計を行うなど、整備に取り組んでいきたいと考えております。

また、榑田川右岸堤防から国道23号までの区間は、榑田川の堤防接続部の構造及び内水対策を検討しておる状況であり、引き続き国道23号接続部の構造を検討し、関係する河川管理者、道路管理者との協議を進め、用地買収、工事着手の準備を進めてまいりたいと考えております。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

前向きには考えていただいておりますが、現状を見ますとなかなか進んでいないというのがあるのかなど、そんなふうにも思っております。

この一般国道166号につきましては、今年の4月から、飯高町にありました2校の中学校が統合いたしました。その統合した中で、旧飯高西中学校の生徒はバス通学となりました。通学路が約20キロメートルあるわけござい

ますけれども、未改良地の川俣地区におきましては中間地点であることから、通学の安全ということも考えていただいて早急な改良が望まれておりますので、よろしく願いいたします。

また、県道松阪環状線におきましては、広島のと砂災害など、復旧、復興の進捗を見ておられますと、国と地方が管轄分けして進められ、地方行政の乏しい財政力では解決しない問題も多くあるように感じております。櫛田川と県道と市道のように、国、県、市と、それぞれ管轄の違いによって膠着した状況が大惨事をもたらした決壊寸前の鬼怒川とよく似た状況を感じております。太平橋が河川の大きな障害物となって、大惨事がいつ起こるのか、心配でなりません。

県内各地においても、一般国道166号や県道松阪環状線のような、同様の事例は多くあるというふうに思っております。まずは安全対策を重視して道路整備をお願いしたいというふうに思っております。

最後に、不正ケシの撲滅についてであります。ケシの植物は春から夏にかけて色鮮やかな花を咲かせるものが多く、ガーデニングや切り花用の植物として人気がございます。しかし、不正ケシと呼ばれ、麻薬の一種であるアヘンなどの原材料となる種も存在しております。このようなことから、厚生労働省、都道府県では、不正ケシを発見した場合は保健所または警察に通報するようにしていただきたいと呼びかけております。

ここからは、啓発の意味も込めて、県内で撮影をしたケシの画像を紹介させていただきます。

(パネルを示す) これは、通称アツミゲシと呼ばれるケシで、松阪市内で撮影されたものです。現在、除去されている不正ケシの全体の99%をこのケシが占めております。

(パネルを示す) これは、通称ボタンゲシと呼ばれているもので、右が松阪市内で、左側が津市内の民家で撮影をされたものです。地権者が自分の庭に不正ケシが生えていることも知らない、これが不正ケシの実態でございます。

これらの不正ケシを栽培した場合には、違法性の認識の有無にかかわらず処罰の対象となります。ところが、栽培してはならないケシの存在自体が余り知られていない上、見分けも難しいことから、一般住民が警察に摘発されるケースも後を絶たない状況にあります。

このように、今や誰もが簡単に薬物の原料を入手できる状況になっており、このままでは青少年の薬物乱用につながるおそれもありますが、不正ケシがなくなる気配はなく、その都度警察や保健所が出動する騒ぎが繰り返されております。

平成27年度は全国で約102万8000本が除去されておりますが、三重県は長崎県の全体の約15%に引き続いて約14%を占めており、全国2番目となっております。三重県内で平成28年度に約16万6000本が除去をされておりますが、四日市保健所が全体の約53%、鈴鹿保健所が約19%、松阪保健所が約18%と続いております。尾鷲保健所以外、全ての保健所において除去がされております。保健所に駆除の依頼、通報があるのは氷山の一角であり、実際は除去数をはるかに超える本数が咲いているというふうに思われます。

そこでお伺いをいたしますが、どう見ても県内各地にケシの花の領域が広がっているというふうに思われます。自生しているケシは厚生労働省と都道府県が除去を実施しておりますが、撲滅に向けどのように取り組んでおられるのかお伺いをいたします。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 不正ケシの撲滅について御質問いただきました。

空き地等に自生するケシにつきましては、その発見と除去が必要でございますけれども、ケシ殻の所持等はあへん法において禁じられており、一般の方々が独自の判断で除去することができない、そういったことから、県では保健所による単独除去を実施してきたところでございます。

そうした中、本県は、御指摘もございましたけれども、ケシの自生本数が全国的に見ても非常に多いと、そういったことから、県民の皆さんに対する啓発効果、これも期待いたしまして、平成18年度からは県民参加による不正

大麻・けしクリーンアップ運動として、一定の期間を定めまして、保健所による単独除去に加えまして、保健所、警察署等の関係機関、薬物乱用防止指導員並びに自治会等の民間協力者との協働による除去というのを実施しております。

この実施時期でございますけれども、ケシは春ごろに花をつける1年草であるということから、国は、ケシを見分けやすい5月から6月までの2カ月間、これを不正大麻・けし撲滅運動期間と定めまして取組を行っているところでございますけれども、本県では、気象状況等によりまして4月中に花を咲かせるケシがあることや、ケシ自体自生本数が多いということも踏まえまして、本県の場合は4月から始め、6月までの3カ月間をその実施期間としているところでございます。

加えて、不正ケシ撲滅への取組を強化するため、簡易な手続で、運動期間中でございますけれども、保健所の立ち会いなしに除去できるよう、関係機関と協議の上、平成21年度からでございますけれども、薬物乱用防止の啓発等のため知事から委嘱しております薬物乱用防止指導員による除去というのをも制度化したということでございます。

このほか、啓発活動といたしましては、テレビ、ラジオ等の広報機関を活用した啓発、あるいはケシの見分け方のパンフレット、ポスター、チラシ等の作成、配布、それから、講習会等の開催などに取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

先ほどの御説明の中で、県主催で県民参加による不正ケシのクリーンアップ運動を行っているということでございますが、4月1日から6月30日となっておりますけれども、この4月から6月というのは、開花後の除去であるため、種子が飛び出し翌年さらに増えるというふうにつながるわけでございますけれども、開花する前で雑草に隠れない2月中旬あたりから除去作業

をすれば見つけやすいし除去がしやすい、そして、抜き忘れがない、開花時期の対応などに余裕が持てるなどの利点があるわけでございますけれども、時期の見直しについてお伺いをいたします。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 御指摘いただきましたように、地域によっては発芽時期が早く、開花前の2月ごろからケシの発見報告もあるということでございますが、花が咲いていないため、一般の方が不正ケシとその他の植物を見分けることが困難であるとか、それから、県民への啓発効果、これも薄いということで、クリーンアップ運動としてではなく、原則であります保健所による単独除去、あるいは指導員の皆さんとか協力団体との協働での除去、こういったことで個別に対応することとしておるところでございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） 単独除去というお話もございましたし、今、指導員と一緒にされているというふうにもお伺いをいたしました。

この指導員の件でありますけれども、不正ケシ撲滅に向けては薬物乱用防止指導員の増員が必要であるというふうに思っております。また、薬物乱用防止指導員は、三重県知事の委嘱にもかかわらず、活動範囲が指導員の居住する所轄の保健所内というふうにされております。このようなことから十分な活動ができないわけでございますが、この活動範囲を三重県下全域に拡大するということはできないのか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 薬物乱用防止指導員の活動範囲でございますけれども、これは、指導員活動が、町内会や自治会連合会など、地域団体の会合を利用いたしまして、より効果的に行っていただくよう薬物乱用防止指導員活動要領というものをつくっております、ここにおきまして、指導員の居住する所轄の保健所管内の地域を基本とすることにしております。

その中で、活動地域外での活動でございますけれども、同要領におきましては、薬物クリーンみえ推進協議会、あるいは他の指導員、薬物乱用防止啓発団体、県または四日市市、そういったところから依頼があった場合は、その地域で活動することもできるとしているところでございます。

ただ、もう一つ、薬物乱用防止指導員の御希望と申しますか、活動していただけるという、そういう自主的な御意思によって、居住する地域以外で活動することも考えられるところがございますので、特にケシの除去等については、保健所の適正な状況把握というのは、これは前提ではございますけれども、その区域外の活動の拡大につきましては検討してまいりたいというふうに思っております。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） 検討していただくということをお願いをしたいというふうに思います。

そして、マニュアルの作成についてお伺いをしたいわけですが、三重県はアツミゲシが自然界にはびこる全国有数の県であるにもかかわらず、保健所により処理方法が統一されていないというふうに思われます。統一したマニュアルを作成して、県内保健所での啓発、パトロール、通報、除去、処理方法などの統一化を徹底できないものなのか、お伺いをいたします。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 特に、除去したケシ、ケシ殻、これにつきましては、あへん法によりまして所持が禁止されていると、そういうことですので、クリーンアップ運動等により回収されたケシにつきましても、保健所で適正に処理する必要があるということでございます。

薬物乱用防止指導員につきましては、先ほど申し上げましたように、一定の手続によりまして保健所の立ち会いなしで除去できるんですけれども、その処理につきましては特に重要でございますので、県民参加による不正大麻・けしクリーンアップ運動実施要綱におきまして、原則保健所が回収すると、そういうふうに規定しておるところでございます。

そういったことで、マニュアルということでございますけれども、そのほか慎重な取り扱いをすべきこと、いろいろございますので、活動を広げるためにも、この要綱だけで十分なのか、あるいはもうちょっと規制するというか、逆に拡大していただける意味での要綱にするべきなのか、マニュアルをつくるべきなのか、そういった観点からも逆の発想から検討させていただき

たいというふうに思っております。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） 御検討いただくということで御答弁をいただきました。ありがとうございます。

（パネルを示す）これは多気町で撮影したのですが、麦畑いっぱいにあツミゲシが咲いているため、除去してからでないとな刈りができないというような状況にあります。右手前に積んであるのが除去した不正ケシでありますけれども、これらの状況がどんどん広がっているわけでございます。また、県道におきましても不正ケシが生えているというところも見受けられますので、ぜひともその辺もしっかりと注意をしていただいて、不正ケシの撲滅に御尽力をいただきますことをお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開

議

○副議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。2番 中瀬古初美議員。

〔2番 中瀬古初美議員登壇・拍手〕

○2番（中瀬古初美） 松阪市選出、新政みえの中瀬古初美でございます。

〔「ファンが多いのう」と呼ぶ者あり〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。

たくさんの方が傍聴に来てくださいました。しっかりと背中に背負って、頑張りたいと思っております。

〔「頑張れ」と呼ぶ者あり〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。

先輩議員からもたくさんお声をいただきました。本当にありがとうございます。

松阪市、三重県への郷土愛を持ち、そして、松阪市、三重県の伝統工芸品、そして、日本の伝統文化を愛して大事にしたい、そんな思いで、今回も松阪木綿で登壇をさせていただきました。

では、今回は3点についてお伺いをさせていただきます。

まず、歯科の視点を加えた健康格差対策についてでございます。

昨年9月、口の中の健康と社会格差の関係を考察し、健康格差をどうなくしていくか、東京で国際シンポジウムが開かれました。そこで、冒頭の挨拶で、健康格差とは、身長の高低のようにたまたまで済ませられない格差、受け入れられないほど不公平なものですと語り、所得差と健康格差が比例していることを説明されたそうです。また、健康格差は、困窮している人の問題ではなく、子どもから大人まで、世界中で、全員に当てはまる問題だとしました。特に、歯科は最も有病率が高く、社会への影響が大きいという特徴が報告されております。

そんな中、東北大学の准教授が、問題の解決は、社会的決定要因への働きかけとして、市町村での禁煙条例や歯科条例、訪問歯科診療の普及、職域での歯科検診など社会環境を変える対策は、どんな状況の人でも健康増進になり、健康格差の減少につながる可能性がある、そのためには、歯科医師会や歯科衛生士会を通じた政策提言が不可欠とまとめました。

歯は全身の健康の原点です。私たちの生命活動は、言うまでもなく、食べることによって支えられています。

三重県では平成24年3月に、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を

推進し、全ての県民の生涯にわたる健康推進に寄与することを目的に、みえ歯と口腔の健康づくり条例が制定されました。歯、口腔の健康が、健康寿命の延伸やQOL、自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているかの維持に大きなかわりがあることが明らかになってきたことから、三重の健康づくり基本計画ヘルシーピープルみえ・21、みえ歯と口腔の健康づくり基本計画において、歯と口腔の健康づくりのため、定期的に歯科検診や歯科保健指導、歯科医療などを受けることができる環境の整備を進めることがうたわれています。

妊産婦歯科健康診査・歯科保健指導に取り組む県下の市町数は、歯科保健指導19市町ですが、このうち妊産婦歯科健康診査の実施市町は11市町のみで、受診率も妊娠届出数の約14.4%にとどまっています。

生まれてくる子が健康な口を保つためには、妊婦自身の口腔状態が健康で、その重要性から子どもの口に対して意識を持つことが重要です。また、母親の口腔状態からネグレクトへの危険性を見つけること、子どもの口の中からも、虐待、ネグレクトを見つけることができます。そのような中で、妊産婦歯科健康診査の意義は大きいと考えられますが、その現状を聞かせてください。

また、歯周病は、歯をなくす主な原因を持つ病気です。いまだに成人期において、歯周病にかかっている率が高く示されています。全身疾患や生活習慣との関係が注目され、より一層の歯周病予防対策の推進が求められています。歯周疾患検診の受診率などはどのような現状ですか。まず、その点からお聞かせください。お願いいたします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 歯科の視点を加えた健康格差対策のうち、妊婦、若者の歯科保健対策についてお答えをさせていただきます。

議員の御質問の中でもありましたように、三重県におきましては、みえ歯と口腔の健康づくり条例が平成24年3月に議員提出条例として成立、施行されておりまして、この条例の第12条に基づきまして、25年3月にはみえ歯と

口腔の健康づくり基本計画を定め、施策を総合的、計画的に進めておるところでございます。

計画におきましては、歯と口腔の健康づくり対策といたしまして、各ライフステージごとに対策を進めることを明記しまして、乳幼児期、学齢期、青・壮年期、高齢期の各年齢層ごとに対策を進めておるところでございます。

その中で、青年期に位置づけられる妊婦の歯科口腔対策につきましては、妊娠時にはつわり等による不十分な口腔ケア、間食回数の増加、生活習慣の変化等により、虫歯や歯周疾患にかかりやすくなるため、妊産婦への歯科健康診査、歯科保健指導を充実させる取組を行っており、現在、県内19市町で実施されております。また、妊婦に対する情報提供も重要でございまして、妊婦への歯科口腔保健指導リーフレットを作成し、全市町において母子健康手帳交付時に配付を行っているところでございます。

それから、青年期における歯科口腔対策についてでございますが、高校卒業後は歯科検診の受診機会が減少することから、学齢期のうちに歯磨き習慣の確立を図るとともに、自ら適切な治療を受ける習慣を確立できるよう、指導を行っております。

また、児童・生徒を通じて保護者等にも啓発を行い、歯と口腔の健康づくりに関する生活習慣並びに口腔ケアなどの衛生習慣を育てるよう、環境づくりにも努めております。

今後も、市町が行う妊産婦歯科健康診査や歯科保健指導の充実に向けた取組を支援し、妊産婦歯科健康診査等に取り組む市町の増加を図るとともに、学齢期から青年期にかけて切れ目のない歯科疾患予防が行えるよう、早期から歯科に関する知識を身につけることができる環境づくりに取り組んでまいります。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 聞かせていただきました。

先ほど、高校生まで、高校卒業まではやはりいろんな意味で法律で守られておりますが、その後、やはり歯周疾患にかかる、高校生のうちからでもあ

りますが、歯肉炎などひどくなってきているのをどのようにしていくかということが非常に大事だと思っております。

みえ歯と口腔の健康づくり基本計画における評価指標と目標値におきましては、妊産婦歯科健康診査・歯科保健指導に取り組む市町数というのは達成されている状況にあります。そしてまた、歯周疾患検診に取り組む市町数に関しましても改善されています。策定時から改善されている状況でありますけれども、重要性から推進を理解されているということのほうがえます。ただ、そこからもう一歩進めるためには、実施主体は市町ではあるものの、しっかりとした県の支援が必要だというふうに考えますが、その点についての考えを聞かせてください。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 今の御指摘の点については、さらに県としても取組を推進しなければいけないと考えております。市町担当者会議などを通じて、それぞれの市町における実情というものを御理解いただいて、他の市町との比較の中でその市町の取組の足らざるところについて強化していくということを意識して取組を進めていただくということとあわせて、そういった市町に対しては個別に県の担当者が出向きまして、働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 個別でしっかりと市町に働きかけていただくということで、よろしくお願いいたします。

また、子どもの貧困が社会的に大きな問題となっております。そんな中で、子どもの貧困からくる健康格差の解消に対しまして、最も安価であるとも言われておりますが、施策としましては、フッ化物を利用することが子どもの歯科保健対策として有効ということが言われております。保育所、幼稚園、学校における幼児や児童への取組の現状はいかがでしょうか。各市町でも条例を制定して独自に努力をしている市がありますが、フッ化物洗口の協働と具体的な支援策についてお聞かせください。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 子どもの歯科保健対策について、フッ化物洗口の取組につきまして御説明を申し上げます。

本県における虫歯のない3歳児の割合は年々増加しており、全国平均とほぼ同じレベルになっております。一方で、虫歯のない12歳児の割合は年々増加し、全国平均との差は縮まっているものの、全国平均には届いていない状況となっております。

虫歯の予防には、食習慣の改善や規則正しい生活習慣の習得に加え、フッ化物配合歯磨き剤の使用でありますとか、フッ化物の歯の表面への塗布、それからフッ化物洗口などのフッ化物の応用を年齢に応じて組み合わせることが理想だと考えております。

公衆衛生の観点からは、その中でも特に効果の高いフッ化物洗口を推進していくことが重要であると考えております。

このことから、乳幼児期におきましては、市町と連携しまして乳幼児保健指導を実施し、歯科保健相談及び虫歯予防、そして、食事、間食のとり方に食育の視点を加えた指導や生活習慣に関する歯科保健指導等を行うことで、歯科口腔保健に対する保護者や家族の意識の向上を図っているところでございます。

さらに、県のモデル事業といたしまして、11の保育所及び幼稚園の協力を得ましてフッ化物洗口を実施するとともに、県全体では21市町におきまして、計121施設でフッ化物洗口が実施されているところでございます。

また、学齢期におきましては、生涯にわたり自ら歯と口腔の健康を守るために正しい知識を習得し、歯磨き習慣や規則正しい生活習慣を確立するため、学校において歯科保健指導を行っております。

フッ化物洗口につきましては、平成27年度から、県内で初めて小学校でのフッ化物洗口が熊野市の2校で開始され、今年度も教育委員会と連携しまして、小学校での実施拡大に向けて市町への働きかけを行っているところでございます。

歯科保健対策の推進に当たりましては、県のみならず市町が主体的に取り

組んでいただくことが重要でありますことから、みえ歯と口腔の健康づくり条例の第6条におきましても市町の役割を定めているところでございます。県内では現在、5市町で条例を策定し、条例に基づいた歯科保健対策に取り組んでいただいておりますが、さらに多くの市町で条例が策定され、歯科保健対策に取り組んでいただけるよう働きかけを行うとともに、条例策定に必要な技術的支援を行ってまいりたいと考えております。

今後も、県としてより一層効果的な歯科保健対策が実施できるよう、市町、関係機関、団体等と連携し、歯科保健対策に取り組んでまいります。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。

学校でも県内初で取組が始められたということで、その内容、御存じの部分について、教育長、お聞かせください。

○教育長（山口千代己） フッ化物洗口を含めた歯科疾患の予防について、教育委員会の取組を御答弁申し上げます。

生涯にわたり歯と口腔の健康を保持していくためには、幼児期から学齢期における正しい歯磨き習慣の定着や、食生活の改善等が効果的に行われることが重要だと思っております。

こうしたことから、県教育委員会では、学校での歯科健康診断の実施をはじめ、国の事業を活用し、これまでに県内の公立小・中学校及び県立学校の延べ32校を対象に、52回にわたりまして歯科医、歯科衛生士などの専門家を派遣し、子どもたちに対し、歯磨き習慣の定着や食生活の改善など、歯科保健指導を行っているところでございます。

また、県歯科医師会の協力を得まして、管理職や養護教諭などを対象とした研修会などを開催し、学校における歯と口腔の健康づくりについての意識向上に努めているところでございます。

学校におけるフッ化物洗口の実施については、その有効性等に鑑みまして、既に保育所や幼稚園において導入が進んでいますものの、公立小・中学校においては、現在、熊野市の4小学校、先ほど2小学校と言いましたが、今年

度2小学校増えて4小学校で実施がされておりますが、それにとどまっているという状況でございます。

このため、県教育委員会といたしましても、フッ化物洗口についての理解を得るため、県健康福祉部や県歯科医師会と一緒に、公立小・中学校の設置者である市町教育委員会に対しまして、小・中学校における導入事例等の情報提供や実施の手順について協議を行っているところでございます。

県教育委員会では、歯と口腔の健康づくりを一層推進するため、教職員を対象に、改めて食育と関連づけた形での研修会を実施するとともに、引き続き、県健康福祉部や県歯科医師会、市町教育委員会と連携いたしまして、学齢期の子どもたちの歯と口腔の健康づくりの取組を推進してまいります。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。

しっかりとお願いしたいと思いますが、まず、本当に最も効果が出るのは、虫歯がありながらも歯科医院へ行けない、いわゆる取り残された子どもたちだと思います。貧困の格差、そして健康格差がないように、歯は一度虫歯になるとともに戻ることにはできません。一生、健康な口でおいしく、年をとっても食事ができるように、歯の健康な口づくりが大事だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、里親制度について聞かせてください。

里親制度は、家庭での養育が困難、または受けられなくなった子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとでの養育を提供する制度ですが、虐待を受けるなどして親元で暮らせない子どもについて、里親家庭での養育推進などを柱とした改正児童福祉法が今年5月に成立をしました。児童虐待防止から虐待を受けた子どもの自立支援までの対策を総合的に見直し、一部を除き、平成29年4月に施行されることになっております。

改正児童福祉法では、親元で生活できない子どもが家庭と同じような環境で養育されるように、国や自治体が対応すると明記されております。具体策

の一つとして、児童相談所の業務に里親の支援や養子縁組の利用促進に向けた相談などが加わっております。

昨年の9月定例会議での小島議員の質問に対し、「現在、県内におきましては、公立中学校は155校ありますが、このうち養育里親登録者がいる校区は約半数の80校区というふうになっております。このため、今年度はまず、里親制度を県民の皆さんに広く知っていただき、1人でも多くの方に里親登録をしていただけるよう、県内全市町において里親説明会や出前講座を開催するなど、啓発に取り組んでいるというところでございます。」と答弁されております。

啓発、里親説明会の現状とこれまでの取組に対して、また、どのように検証されているのかを聞かせてください。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 里親制度の推進に係ります里親説明会等につきましての実施状況と成果と検証ということでお尋ねいただきました。

里親制度の普及や里親委託を推進していくためには、制度に対する社会や地域の理解を深め、子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育てという機運を醸成する必要があります。

また、里親委託を進めるに当たりましては、児童と里親家庭の状況等を十分に検討し、より適切なマッチングを行うために里親の登録数を増やす必要があります。平成27年度から県内全市町で里親説明会等を実施しているというところでございます。

里親説明会の内容でございますが、里親体験談、あるいは里親制度の説明、また、個別相談といったような内容で構成をしております。里親体験談につきましては、県内の里親の実際の体験談をお話しいただくとともに、里親制度説明につきましては、里親の種類、里親になるまでの流れ、本県の里親の現状、里親と地域のつながりなどを説明しております。

個別相談におきましては、参加者の里親になりたいけど不安だといったよ

うな声でありますとか、あるいは私に里親ができるのかといったような不安や疑問に個別に答えまして、里親制度について理解を深めていただいているというところでございます。

里親説明会には、里親制度に非常に興味を持っている方が参加していらっしゃっておりまして、アンケートを実施いたしましたところ、里親説明会に参加したきっかけといたしましては、里親について知りたいからと答えた方が41%ということで一番多くなっておりますけれども、里親になりたいからと答えた方も17%となっております。

また、参加人数は里親説明会に限って申しますと265名となっております、その内訳といたしましては、北勢地域、伊賀地域の参加が比較的多く、南勢志摩地域や紀州地域が少ない状況となっておりますところでございますけれども、これは、人口の割合もございしますが、地域のつながりの違いも影響しているものかなというふうに考えているところです。

成果についてでございます。

平成27年度の新規里親登録数につきましては34世帯となっております、このうち9世帯が里親説明会への参加を経て登録に至っておりますので、一の成果も出ているものかというふうに考えております。

今後も里親制度の普及や里親委託を推進していくために、地域の実情に合わせましてきめ細かに里親説明会を実施し、里親についてより多くの方の理解を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 聞かせていただきましたが、通り一遍のいわゆる説明会の中身、それから参加人数のことを聞かせていただきました。地域によって差が出ているということ、もちろん人口割のこともおっしゃいましたけれども、そういうところがやはり浮き彫りになってきているところがあるかと思えます。実効性のある説明会になるように、機運がしっかりと高まっていくように、地域でしっかりと本当に頑張ってもらっているところがありま

すし、やっぱり数字に結びついていかないと、里親登録を増やすというふうには言っていますが実際にそれが本当にできているのかどうかというところに非常に疑問を感じます。

全国的に里親委託率は、自治体の中では1割程度が多いですが、新潟県は全国1位で4割にも上っている。委託率を大幅に引き上げた例として、福岡市が7%から32%に、それから、大分県は7%から29%に過去10年間で伸びています。どちらも、児童相談所への専任職員の配置や里親支援の充実、NPOなど民間団体と連携した広報活動などの対策に力を注いできたということです。

三重県はこのことに関してどのように感じていらっしゃるか、どのように推進していくか、こういう内容のことを検討していく余地があるのか、考えがあるのか、先進事例をもとにしてその対策を採用していく気持ちがあるのか、里親のことは知事もしっかり言っていられるところですので、見解をお聞かせください。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 里親の推進につきまして、先進事例であります福岡市の例を挙げられまして御質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

福岡市におきましては、議員御指摘のとおり、NPO、市民との協働によりまして、市民フォーラムの実施など里親制度の普及啓発や里親の新規開拓に取り組むとともに、児童の措置における里親委託の優先、また、児童相談所の里親担当職員の増員などを推進いたしまして、平成26年度末の里親委託率が32.4%ということで、全国で有数の高い委託率を誇っているところでございます。

本県におきましても、平成27年3月に策定いたしました三重県家庭的養護推進計画におきましては、児童がより家庭に近い環境で、継続して養育が受けられることが重要であるということから、家庭的養護を推進することといたしまして、15年後の平成41年度までに里親等への委託率を33.3%に引き上

げること目標として取り組んでいるところでございます。

福岡市につきましては、この7月に知事と担当職員が訪問いたしまして、福岡市の取組についてお話をお伺いするとともに、里親関連施設も視察をさせていただいたところでございます。

この中から何点か特徴を紹介させていただきますと、まず、例えば福岡市におきましては、可能な限り住みなれた場所で生活ができるよう、校区ごとに里親を置く1小学校区1養育里親を目標とするということでありまして、本県におきましても、先ほど御紹介がありましたように同じような考え方のもと、1中学校区1養育里親を目指して取り組んでいるところでございます。

また、ターゲットを絞った里親リクルートというのをやっているところでもございましたので、県におきましても今後、保育士や教員、保健師など、子どもにかかわっている方の研修や会議などで里親の啓発を積極的に行っていきたいと考えております。また、企業などから多くの支援を得ているということもございましたので、県におきましても、地域の企業、子育て支援団体が参画しております、みえ次世代育成応援ネットワークと連携いたしまして、ポスターの掲示やパンフレット配布などの里親啓発を進めていきたいというふうに考えております。

また、去る4月4日には、里親委託、養子縁組の取組を進める全国で初めての官民連携の組織であります子どもの家庭養育推進官民協議会が設立されまして、知事が会長に就任いたしました。福岡市もこの協議会のメンバーでありまして、積極的に情報共有を図りながら、ホームページの開設や研修会、フォーラムの開催などを通じ、全国的な啓発にも努めまして、里親委託の推進に強力に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 福岡市のほうにも行かれたということでございます。

そして、新潟県の事例がありまして、新潟県、里親委託率が、先ほども申

し上げましたように全国1位ということで、なぜ新潟県は里親の委託率が高いのかというのを、新潟青陵大学の共同研究によって分析をされているところがあります。そういうようなところを、やはりしっかりと先進地の事例も見ていただいて、これまでの検証をしていただきたいと思います。検証がまだまだだと思いますし、検証に甘さがあるのではないかとこのことを指摘したいと思います。

そして、知事が就任をされたということで、今後の取組、知事も熱が入っていると思いますので、その所見についてお伺いさせていただきます。

○知事（鈴木英敬） 私も福岡市に行ってみまして、いろんな印象を受けたところがあったんですけども、やっぱりNPOなど民間の皆さんとの連携がしっかりしていて、そこには特に人的リソースの途切れがないということなんですね。

最初に子ども総合相談センターという、いろんな、児童相談所とか青少年機能とか、一つにまとめたものをつくったときの初代の担当課長が今はおやめになられて嘱託員で里親担当の専任でやっていたり、あるいは初代の子ども・家庭局長みたいな人が、一番頑張っている、いろんな里親研修をやっているNPO法人の理事長をやっていたりというような、いろんな立場にあっても人的リソースが途切れなく民間と行政がつながっているというのは非常に印象的でありましたので、そういう人と人とのつながりでいろいろ協力をし合っていくということも大事じゃないかなというふうに思っています。

それから、もう一つはやっぱり、福岡市でも新潟県でもそうですけれども、あと、進んでいる静岡県とか大分県とかでもそうですが、マッチングが大事なんですよ。

この前、私、里親会の皆さんと、みえの現場“やっぱし”すごいやんかトークをやりましたけれども、子どもと里親のマッチングが重要ですので、いかに日々のケースをしっかりフォローするか、その体制を整えるかということが大事だと思いますので、そういう重要なポイント、何でもかんでもできませんけれども、しっかり優先順位を決めて、取組をやっていきたくと思

います。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 今、知事から、人的な理想のこと、人的リソース、それからマッチングのことを聞かせていただきました。

本当に里親委託率の伸びているところというのは、非常にそういうところが手厚い部分なんだと、私も調べている中で非常に思いました。専任職員の配置であったり、やっぱり人のことが非常に大事、そして、やはり里親支援の充実、しっかりとフォローをしていく、そういうような体制と、そして、やはりNPOなど民間団体との連携という、いろんな意味での部分で大事なところがあると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。では、よろしく願いいたします。

今後も、私もこのことにつきましてもしっかりと注視していきたいと思っておりますし、これまで先輩議員が取り組んでくれていてところでもございますので、皆しっかりと注視をしていかれると思います。よろしく願いいたします。

では、次に、森林現場から見た山村地域等の目指すべき姿についてお尋ねをします。

日本の林業は、昭和20年から30年代には、戦後の復興、住宅建築等のため木材需要が急増しましたが、戦時中の乱伐による森林の荒廃や自然災害等の理由で供給が十分に追いつかず、木材が不足し、高騰したと言われています。

政府は、主に広葉樹から成る天然林を伐採した跡地や原野などを、針葉樹中心の人工林に置きかえる拡大造林を政策として行いました。伐採跡地への造林をはじめ、里山の雑木林、奥山の天然林などを伐採し、かわりに、杉やヒノキ、カラマツ、アカマツなど、成長が比較的早く、経済的に価値の高い針葉樹の人工林に置きかえてきたわけです。

当時、政府は、木材は今後も必要な資源で、日本の経済成長にも貢献すると判断し、拡大造林政策は強力で推し進められました。銀行に貯金するより山に投資をしたほうがよいと言われたような時代でありました。この時期は

燃料革命と重なり、昭和30年代、木材輸入の自由化が段階的にスタートし、ついに昭和39年、木材輸入の完全自由化となりました。

林野庁では昭和59年度に、分収育林、いわゆる緑のオーナー制度が、国有林の森林整備を促進すること等を目的として発足しました。国とオーナーの皆さんが国有林の樹木を共有し、一緒に森林を育て、契約期間満了時に分収木を販売して、その販売額を持ち分に応じて分収するという制度です。松阪市でも同じ分収育林の制度がありまして、実は今年度で契約期間満了になるものがあります。

そんな時代から、拡大造林政策は見直されることなく続けられましたが、ようやく平成8年に終止符が打たれたわけです。

国産材の価格の低迷により様々な問題が引き起こされ、森林放置が環境問題にもなっています。これらの問題は、人間の流通や経済が引き起こしていることですが、ニホンジカをはじめとした大型哺乳類の異常増殖により森林の植生が失われつつあることは、林業の問題を超越した環境的な大問題だと林業家は語ってみえます。

ここで、フリップをごらんください。（パネルを示す）

まずこちらですが、これは杉の18年生の木です。ごらんになってわかると思います。もう一目でわかるように、鹿による、剥離されている剥皮害というものです。

次にこちらです。（パネルを示す）一見して明るい感じを受けます。このように、林内が向こうまで見通せるというのは、この明るさがあれば本来、木の下にはある程度の草木が茂るはずなのですが、緑は見えません。鹿等にこれは食い尽くされている、そんな状況でございます。

一方、こちらは（パネルを示す）一見下草があるように見えます。ですが、よくごらんになってください。これはイワヒメワラビといいまして、鹿が嫌う植生なんです。これが茂っているだけなんです。これは決して下草があるというふうに言われるものではなく、これしかないという、逆に言うとも異常な状況でもあります。

次をごらんください。（パネルを示す）これ、植栽後の15年、遠景で見えますので、少し周りに、青いネットなんですけど、防護ネットが張りめぐらされています。それから、黄色いのも、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、この青く囲われているところ、黄色で囲われているところがあります。獣害防護ネットがこのように張りめぐらされていますが、これも同じように鹿などの食害等により、たくさん木が枯れている状況がわかると思います。皆伐後に植林されているんですけども、ごらんになってわかるように、このあたりはほとんど残っていない状況がありますよね。ですから、幾ら防護ネットを張っても、これでしたらこれを破って中に入れば、その中は餌場と化してしまって、食い尽くしてしまうという、そんな状況です。

次ですが、（パネルを示す）これは鹿が植生を食い尽くしてしまって、表土が流れ出している状況です。また、木の根株までがひっくり返っている状況が見受けられます。ですので、この鹿の増殖を食い止めなければ、この光景が日常化することが危惧される、そんな状況です。

もちろん土砂災害のおそれもここに危険をはらんでいるというところでございます。台風や集中豪雨によつての土砂災害、流木によつての大災害が起こっていることは、本当にとっても悲しい現実で、そこで災害があり、亡くなられた方々、被災された方々がいる、そこをしっかりと考えなければなりません。

そこで、お尋ねしたいと思います。

三重県の森林、林業の現状について、そして、獣害による森林被害の現状と対策について、お聞かせください。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 林業関係の現状、そして、鹿の被害に対する考え方について御答弁申し上げます。

議員からも御紹介がありましたけど、県土の約3分の2を占める森林は、水源涵養や土砂災害の防止、木材供給など、大変重要な多面的機能の発揮を通じて県民の皆様に様々な恩恵をもたらす、いわゆる緑の社会資本と言える

思います。戦後、拡大造林などにより植栽、保育された人工林のうち、利用可能とされる46年生以上の森林の割合が現在7割を超え、これまでの間伐など保育を主体とした林業を行ってきた段階から、国が森林・林業基本計画の中で示しておるように、自らの手で造成した森林資源を有効活用し、計画的に再造成する、いわゆる過去に経験したことのない新たな段階に入ったと言えると思います。

しかしながら、木材価格は非常に下落しており、長く低迷から抜け出せない状態であります。一方、こういう中で、例えば林業全体の下支えとなるような、期待される木質バイオマス発電所の稼働であったり、大規模事業が期待できる合板工場の立地といった新しい動きも生まれる中、素材生産量の増大に向けて、主伐、再造林を進めていく必要があるというふうにして認識しておるところであります。

一方、伐採してもなかなか再造林の費用が賄えないことや、現在、先ほども議員から御紹介がありましたニホンジカによる森林被害が影響し、森林所有者は主伐を控え、林業生産活動は停滞している現状にあります。そういう中で、ややもすると森林所有者の皆さんでさえ自分の山の境界がわからない、そういった危惧されるような状況であります。

ニホンジカによる被害についてですが、平成26年度の野生鳥獣による林業の被害額は約2億3000万円、そのうち、ニホンジカによる杉、ヒノキの枝葉の食害であったり、今、写真でも御紹介がありました皮剥ぎ等の被害が大半を占めておまして、被害額の約94%、2億2000万円程度がそういった被害で占めておるとい統計があります。

また、近年、ニホンジカの生息が過密化した森林では、地表部分に生育する植物の枝葉の食害、地面の踏み荒らしなどによって、先ほどから御紹介がありましたように、下層植生の衰退、消失が見られるというようなことでもあります。

このため、県では、人工造林地において植栽木の獣害防護柵の設置に対する支援であったり、あるいはニホンジカの狩猟期間における捕獲頭数の制限

緩和、県農業研究所が開発しましたICT等による大量捕獲技術の普及、県林業研究所が県内約100カ所で行っており、森林生態系の健全度評価や被害マップ作成に向けた下層植生の衰退調査など、効率的、効果的な防護、捕獲に向けた取組を行っているところであります。

今後も、森林被害が深刻な地域において、国、県、市町、さらには猟友会の皆さん、そして林業事業者の皆さんともどもで構成する地域協議会を立ち上げ、新たな造林地において重点的な捕獲を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。

先ほども写真のほうで見ていただきましたけれども、特に皆伐跡地に補助金を活用して植林を実施した場合、獣害により本当に無駄にならないよう、しっかりと植生回復を目指すためには、鹿の頭数を減らす駆除にやはり力を入れていっていただきたいと思います。

先ほどおっしゃられたように、被害額も大きく、そしてまた、いろんな支援策、ネットを張る支援策であったり、捕獲の支援策、これも大量捕獲のところであると思いますし、調査のことも言われました。林業を考えたときに、これから、さあもう一度皆伐をして、もう一度植えて育てていくぞというときにこのような状況では、本当に林家の方々もやる気が出てこない、やる気をなくしてしまう、そんなような状況というのがあります。

ですので、いろんなところとの協働というのが非常に大事だと思いますし、ぜひいろんな知恵をかりて、一歩でも進んでいくように、しっかりと取り組んでください。

これまでの歴史では、利用可能な森林というのは、業としてやはり有効に活用されなければならないと思います。戦後植林されたものが、先ほど部長もおっしゃられましたけれども、木材の低迷により、その活用が難しくなっている中、バイオマスやそのほかのことでまた利用が別にあるというこ

とは、それは進められるうちの一つでございますので、できることをしっかりとしていかなければならない、林業の業という部分ですから、有効に活用されなければならないというふうに思っております。本当に、これまでの、これからの日本の山がどんなふうになっていくのか、しっかりと色々な木材のことを考えていただいて、どのように利用できていくのかを考えなければならないというふうに思っております。

片や、時代背景は変わりました。当時の政府が言っていた森林の政策、その時代の背景と今の背景は全く違うものがあります。ですので、山にもっと多様性があってもいいんじゃないかと思っております。これまでとは違う山づくり、多様な山づくりがあってもいいんじゃないかと思っております。天然木が生えて、針葉樹や広葉樹が一緒になって、また違う形のものであってもいいと思います。

そういう意味で私は、林業再生への元年、林業元年として新たな取組の年だと、そのように言いたく思っております。

これは、今、山のことを一生懸命言っておりますけれども、決して山のことだけではないです。山で生きる人々、海で暮らす人々、そしてまた、都心で暮らす人々、全て人間には水がないと生きていけません。それをたどっていくと、水源は山にあります。そこを見直していかなければならない、そんなふうに思っています。農は国の大もとなりという言葉がありますが、山は農の大もとなりと言えるんじゃないでしょうか。

実は、先週末、イベントでお邪魔をした松阪市の漁港の港祭りで、その実行委員会の会長の挨拶にあったんですが、山の健康が海の元気につながるんだとおっしゃいました。それで、山と海の交流をされている、そういうところのイベントでございました。

そのほかにも、森は海の恋人、これもよく聞かれる言葉だと思いますし、これは畠山重篤さんという方の著書なんです、知事。畠山重篤さんはカキとかホタテの養殖をされている方ですが、よく御存じな方々もいらっしゃると思います。森で培われる豊かな滋養分が水を通じて川から海に流れ込み、

海の豊かさとなって海の生き物を育てるということに気づいて、そして、漁師が森に木を植えるという植樹運動は、自然運動を守る合い言葉になったほどです。

今や海の方も、山にもう一回帰ろう、そこにしっかりと植樹をして、山から水が流れ、川に流れて海に流れる、海にたどり着いて、それが蒸気となって、また山に戻っていく、そんなような循環になっております。工業地帯であってもやっぱり水はなくてはならないものじゃないでしょうか。

実はある地域で、本気で山を再生しようという、そして、より地域を活性化しようという声があります。知恵を出し合って、本来の山の姿を取り戻そうじゃないかと、10年で水が安定してくるだろうというふうなんです。

先ほど、私も見せて、見ていただいた写真もありましたけれども、こちら、ごらんになってください。（パネルを示す）これ、光が十分に差し込む林内です。本来、いわゆる鹿の食害を受けなければ、多様な草木がこのように生い茂るんですね。このような山を、森林を、大台町でも見ました。地域の人に頼まれて手入れをした林家は、その地域の人に、何と10年ぐらいで水が安定してきたと言われたそうです。そういうところから、次々と近くの方にもその話が伝わって、依頼があって、こんなすばらしい山になっていますよ、林になっていますよ、森になっていますよというところを、幾つか私も見せていただいてきました。そういう10年のスパン。

でも、森林を考えたら10年って短いです。50年、100年、そういうようなものですが、10年で水が安定してくるというところをしっかりと見ていくというところでは、次世代につないでいくということが大事なんじゃないでしょうか。そういうような、地域の本気の取組があるんだったら、林業再生への元年ということで取組、それから多様な山づくりについて、地域が取り組む山の再生というのに三重県も、こういう取組があるんだったら実際どうかと、どんな支援ができるのか。こういうところって応援したくならないですか。農林水産部長、お願いします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 林業再生に向けて、地域が一体となって取り組んでいくというお話だったと思います。一言で言えばしっかり応援したいと思っておるんですが、答弁をさせていただきます。

今、議員からも御紹介がありました、山はやはり緑の社会資本、そして、今、充実した山をどのように守っていくかということが大事でありまして、議員からも御紹介がありました、林業関係者だけではなく、地域の様々な方と一緒に、林業の再生に向けて取組を進めていくことが大事だと思っています。まさしく、そういう意味では林業再生元年だと思っています。

このような取組を進めていく上では、森林、林業に対する熱い思いや新しい発想、知恵などを持った地域の皆さんを核とした多様な主体の参画が非常に重要であり、必要不可欠だというふうに考えています。

例えば、これまで森林への関心を失っていた森林所有者の皆さんやNPO等の皆さんが自ら森林を整備し、そこから切り出される木材を資源として活用していく、いわゆる自伐型林業や木の駅プロジェクトなどの取組が全国規模で広がっておりますし、県内でも徐々に広がっています。

このような活動に取り組む団体に対して県では、技術指導とかベンチマーキング等への支援を行っているところであります。

また、少し産業的な面で見ますと、地域の魅力を生かした取組として、熊野の製材工場であります、工務店等と連携し、施主に対して丸太から製品になるまでの一連の工程をツアーとして紹介しています。丸太が育った環境やものづくりに対するこだわり等をアピールすることで、県外からも顧客を獲得するような大きな成果を出していただいています。

さらに、今年度から農林水産省において、地域に光を当てて、産業観光など地域に人を呼び込むきっかけづくりとして将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業システムを広く発掘し、その価値を評価、発信する日本農業遺産の制度が創設されました。

これを受け、地域において、例えば松阪市の飯南地域の皆さんは和牛肥育と棚田、あるいは尾鷲・紀北地域ではヒノキの生産システムをテーマとして、

認定申請に向けた動きが出てきています。

こうした取組は、農山村地域の自信と誇りを醸成し、地域活動への多様な主体の参画を促すことにもつながることから、県も認定申請に向け、地域の皆さんへのアドバイスなどに積極的に取り組んでいるところであります。

県としまして、林業の再生に向けて、森林施業の集約化や県産材の需要拡大など、いわゆる林業振興の取組に加え、多様な主体が一体となって進める山の再生も大変重要であると考えております。関係する市町や事業者の皆さん、そして、熱い思いを持ったNPOの皆さんなど、多様な主体をつなげる潤滑油として、例えば現場におります普及指導員など県職員が現場に入って一緒に汗をかくなど、様々な形で支援をさせていただきたいと思っておりますし、一緒に頑張らせていただきたいと思います。

こうした取組を進めることで、地域全体の魅力や活力を向上し、ひいてはU・Iターンによる移住の促進、都市との交流人口の増加など、地方創生につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。

部長から林業再生元年というふうにおっしゃっていただきました。森林所有者の方々やその山を見守っている方々にしてみたら、本当にこれからどうなっていくんだという中で、いろんな取組があります。そういう中で、また新たな視点というところで、今言っていたいただいたような形のものが、本気で取り組む山の再生というものがあってもいいんじゃないかというふうに思っております。

先ほど御紹介されました日本農業遺産のことです。

日本農業遺産についてですけれども、これを認定申請されているというようなところで、先ほど、松阪市の飯南地域、それから尾鷲・紀北地域ということで、これが実際に日本農業遺産に認定されるというようなことになってきたら、本当に大きな元気が取り戻せるというか、元気になる一つになって

くると思います。

まさしく、地域の方々が本気になって取り組むというところに大きな拍車がかかるんじゃないかというふうに思います。吉仲農林水産部長は特に、本当に現場の部長でいらっしゃると思いますので、いろんなそういう現場、現場を見ていただいて、皆さんが本当に真剣に取り組んでくださっているところをぜひ応援を、いろんな意味で、業とする分、また新たな部分、そういうところをしっかりと取組をしていただきたいと思いますし、これからの林業の再生に向けての展開等についてもお話をいただきました。やはり知恵を出し合ってつくっていかないといけないというふうに思っております。

私、実はこの夏に金沢市に行ってきました、全国から視察に来るシェア金沢、福祉のほうですね。高齢者の方や障がい者の方、一つのまちになって、そこで皆さん取組をされているものがあるんですけど、そこに全国から視察にいらっしゃるんです。私が行っているときもやはりそうでした。本当に生き生きとした姿を見ることができ、また、大学生もその中に入っているんですね。

私は、実は山にそういうものがあってもいいんじゃないかと思うんです。ですので、本当に水を、もう一度水源を考えたときには、やっぱり戻っていくのはそこなのかなと。農業も、本当に水がなくてはならない。工業もそうです。全てにおいて、やっぱりそこに戻っていくのであれば、三重県がモデルをつくって、それを発信して、全国から視察に来るような、そういうところに注目をされるぐらいのものがあってもいいんじゃないかと思っています。

大きな夢かもしれないですけど、夢は語らないとできないですし、みんながその思いがないとできないと思うんです。本当にまずは一歩からが大事だと思います。1人の100歩よりも100人の1歩。一歩踏み出さないと何もできません。そんな夢を私は語りたいですし、地域の皆さんと一緒に取組みたい、そういうところがたくさん出てきたらいいと思うんです。

ですので、実現するための夢、本気度、ぜひ部長から熱い言葉を聞かせていただきいますし、もう一つ、この前、知事は財政が非常に厳しいとおっ

しゃられた。でも、そこで知恵を出し合っていないといけないんじゃないかと、知恵を出し合うというのはこういうところなんじゃないかと思うんです。ですので、最後に知事もその所見を聞かせてください。

部長、よろしく願いいたします。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 先ほど、飯南地域の棚田の日本農業遺産へのチャレンジの事例を挙げました。やはりあの棚田の水も白猪山の水があつてからこそ、白猪山の山が守られてこそあいつた水が守られていくと思います。ですから、あいつた取組が、今は日本農業遺産に向けたチャレンジから始まって、地域のコミュニケーションが今守られていますから、それが発展して山を守ろう、いろんなどころを守ろうといういろんな皆さんの参画で発展していく取組というふうにして期待していますし、我々もお金は余りありませんけれども、汗をかいて、しっかり現場に入って頑張らせていただく覚悟であります。

以上です。

○知事（鈴木英敬） 前、明和町長との1対1対談のときに、金を出す前に知恵を出しますというように私からも申し上げましたので、そういうふうにしていきたいと思いますし、今、中瀬古議員がおっしゃっていただいたことは、私が知事に就任以来、みえ県民カビジョンで申し上げてきたことそのものだと思います。つまり協創という考え方で、今までの協働、役割分担から一歩進んで、一緒にやっていって成果を出すと。それから、今回の新しい豊かさにおいても、一つ、社会のシステムやつながりの豊かさも大事だということを言っています。そして、今回の第二次三重県行財政改革取組においても、行財政改革は、県民の皆さんと協創でやっていくんだというふうに言っていますので、まさに中瀬古議員がおっしゃっていただいたこと、これまで進めてきた方向でありますので、より加速して頑張っていきたいと思います。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。部長と、そして知事から熱い言葉を聞かせていただきまして、俄然これで私もやる気になりました。これ

だけ行政のほうからも本気度というのがしっかり感じ取れましたので、私も本気度を持って皆さん方と一緒に取り組んでいきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○副議長（日沖正信） 50番 中川正美議員。

〔50番 中川正美議員登壇・拍手〕

○50番（中川正美） 自民党、伊勢市選出、中川正美でございます。

それでは、通告に従いまして順次質問いたしたいと思えます。

まず、地方創生の推進についてお伺いいたします。

昨今の日本経済の状況を見てまいりますと、円高の進行による影響で、電機など製造業を中心に企業の業績が低迷し、年間の経常利益が前年の0.5%減となる見込みであると報道がなされております。こうした状況は、本県の経済情勢にも少なからず影響を及ぼすと思われ、来年度以降の県税収入への影響も懸念されるところであります。

一方、県の財政状況に目を向けますと、去る2月定例会議の全員協議会において、平成28年度から31年度までの中期財政見通しについて県当局から説明がありました。それによりますと、本県の財政状況は、歳入面でこれまで一般財源収入として活用してきた臨時収入も底をつく中、歳出面においても、公債費が今後大きく増加するとともに、社会保障関係経費についても、医療、介護等の自然増に伴い増加するなど、財政の硬直化が進んできているとのことで、今後、大幅な財源不足が見込まれるなど、極めて厳しく深刻な状況でございます。

こうした状況に対応していくため、先日15日の全員協議会の場で県当局から三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）が示され、今後、この取組に基づき、財政の健全化に向けた道筋をつけられるよう、検討を進めていくとのことであります。

一方で、このような状況にあっても、人口減少対策をはじめ、防災、減災、地域医療や福祉、貧困対策、教育、産業振興など、県の重要課題は山積しております。中でも、東京圏への人口の一極集中の是正など、地方創生は待っ

たなしの課題であり、県はこれに対応するため、昨年10月に三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめました。

さらに、半年後となる本年3月には、平成28年度の当初予算も踏まえて、みえ県民カビジョン・第二次行動計画とも整合を図った上で、その改訂版を策定されました。改訂版では、ポストサミットにおける取組の方向性も盛り込んだところであり、今後一層、取組を進めていく必要がございます。

しかしながら、冒頭に述べましたように、県財政は極めて厳しい状況にあり、来年度ばかりでなく、今後もしばらくこうした状況が続くことが見通されています。

三重県まち・ひと・しごと総合戦略は、策定してからほぼ1年が経過しようとしているわけではありますが、これまでの実績を見ますと、とりわけ社会減につきましては、県が取りまとめた総合戦略の検証レポートにも記載されているとおり、本県は4000人を超える転出超過となるなど、深刻な状況が続いています。まだまだ具体的な成果が見える段階には至っておりませんが、これから取組を本格化させなくてはならない状況です。こうした財政の現状では、この総合戦略の目標が本当に達成できるのか、心配になるところであります。

しかし、お金がなければ何もできないというわけにはいきません。現在の状況は、地方創生の推進に向けて、ある意味で地方の総合力が試される局面を迎えたと言うこともできるのではないかと私は感じておるところであります。

そこで知事にお聞きいたしますが、地方創生推進のかなめである三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略について、この極めて厳しい財政状況の中で、県はどのように推進をしようとしているのか、その考え方を聞かせ願いたいと思います。

また、関連いたしまして、国の交付金について、少し現状を確認したいと思っております。

地方創生を進めるに当たって、これまで国におきましては、平成26年度に

はいわゆるプレミアム商品券や上乘せ交付金、平成27年度には加速化交付金により、国10分の10の措置が行われ、今年度からは、残念ながら補助率は2分の1となってしまいましたが、地方創生推進交付金、いわゆる新型交付金による支援が行われており、本県においても当初予算に盛り込んで、活用を進めているところであります。

この交付金につきましては、平成29年度予算における国の概算要求においても1000億円を超える金額が確保されており、地方創生に向けた来年度の主な財政支援措置の大枠が明らかになったところであります。

加えて、8月には国の経済対策として、未来への投資を実現する経済対策が閣議決定され、これに基づく補正予算の発表がございました。このうち地方創生関連の発表資料によりますと、地方創生拠点整備交付金ということで、国費ベースで約900億円の予算が計上されたところであり、聞くところによりますと、主にハードに活用できる交付金であると伺っています。

こうした新しい交付金に限らず、国の支援制度においては最大限活用することが大前提ではありますが、本県の財政の厳しい現状を鑑みれば、より一層力を入れて十二分に活用できるよう、積極的に取り組んでいくべきであると考えます。

当局におきましては、この新たな経済対策による交付金の活用につきましても現在いろいろ知恵を絞っていただいているかと思いますが、この新しい交付金の活用に向けた現在の県の取組状況についてお聞かせ願いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略について、極めて厳しい財政状況の中でどのように推進していくのかという御質問でございました。答弁させていただきます。

三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進につきましては、三重県地方創生会議及びその検証部会並びに6月定例会議の関係常任委員会において、平成27年度の取組の成果や課題に係る検証結果を御説明し、検証レポー

トを取りまとめたところであり、数値目標の達成状況等を踏まえ、引き続き、しっかりと取り組んでいく必要があります。

平成27年度は、自然減対策の目標である合計特殊出生率が過去20年間で平成22年度と並び最も高い1.51となり、一定改善しつつあるものの、社会減対策の目標である転出超過数は増加しており、検証結果に基づいて取組の改善等を進めることで成果につなげていきます。また、極めて厳しい財政状況の中で、総合戦略を着実に推進し、県民の皆さんに成果を届けるためには、職員がこれまで以上に汗をかき、知恵を絞るのはもちろんのこと、様々な主体と連携し、地域の力を結集して地方創生の実現に取り組んでいく必要があります。

地域におきましては、企業や団体等、民間の主体がその強みを生かして地方創生に貢献しようとする動きが全国各地で活発化してきており、そうした企業等との連携を進めることで、県と民間の主体が相互に経営資源やノウハウ等を活用し合い、より効果的に総合戦略を推進していくことができると考えています。

県内の事例を少し申し上げますけれども、全国各地で事業を展開しているITベンチャー企業と連携しまして、県内の若手経営者の参画も得ながら、ICTを活用して、食材や観光資源などの地域固有の資産を磨き上げ、効果的に情報発信等を行うことで交流人口の拡大を図っています。

また、県内の金融機関と移住の促進に関する包括協定を締結し、三重県に移住する方々への支援につながる金融商品を新たに提供するなど、連携して取り組んでおります。

さらに、県内の企業や団体と連携し、結婚を希望する方を対象とした出会いの機会の提供やイベントの開催等を進めているところであります。

今後は、県の有する様々なネットワークを活用し、地方創生に向けた企業や団体等との連携をさらに強化していきます。

このほか、先ほど議員からも御紹介がありましたけれども、国においては、地方自治体の総合戦略の取組を支援するため、地方創生推進交付金の制度化

を行うとともに、平成28年度の第2次補正予算において新たな交付金を創設するなど、取組が行われているところであり、こうした国の施策を最大限に活用することも重要だと考えております。

総合戦略の推進に当たっては、これまで以上に創意工夫を重ねるとともに、市町はもとより、国や企業、団体等、様々な主体との連携、協創を一層進めることで、総合戦略の目指す姿である、希望がかない、選ばれる三重を実現してまいりたいと考えております。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 地方創生の推進に当たりまして、国の経済対策に係る補正予算を最大限活用すべきとの御質問に対してお答えをいたします。

県版の総合戦略であります三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に当たりましては、地方創生に係ります交付金など、国の施策を最大限に活用することが重要でございまして、これまでにも積極的に対応してまいりました。

国の平成26年度補正予算で創設をされ、4億3200万円余りと、全ての地方公共団体の中で2番目に高い交付金額となりました、議員からも御紹介がありましたが、地方創生先行型交付金の上乗せ交付金をはじめといたしまして、今年度に創設されました地方創生推進交付金などのいわゆる地方創生関連交付金につきまして、今年9月までに、国費ベースで総額約38億8000万円の交付を受けてきたところでございます。

こうした中で、先ほど議員、知事からも言及がありましたが、今般の経済対策を踏まえまして、8月に閣議決定をされました国の平成28年度第2次補正予算では、地方創生拠点整備交付金として900億円が計上されています。この交付金は、未来への投資という観点から、地方版総合戦略に位置づけられ、地方公共団体が自主的、主体的に実施する先導的な事業に必要な施設の新設、あるいは改修を支援することを目的としていまして、地方経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な施設の改修ですとか、あるいは地域全体としてのブランディング戦略の確立に資するような施設の整備、さらには、

ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関の改修などの施設整備等が交付対象とされております。

現在、この交付金の申請に向けまして、厳しい県の財政事情も踏まえまして、来年度以降の事業計画の前倒しも含めまして、申請の可能性のある様々な事業について、交付対象事業に該当するかどうか、国に詳細な確認を行っているところございまして、引き続き、国の交付要件等の把握に努めつつ、各部とも協議をしながら、申請事業についての検討を進めてまいります。

以上でございます。

[50番 中川正美議員登壇]

○50番（中川正美） ありがとうございます。

知事からは、厳しい状況だけれども、知恵を出して、民間との連携など、様々な取組により一層頑張っていくと、こういう答弁だったかと思うんですが、財政の健全化というのは喫緊の課題でございますから、地方創生も待ったなしの課題であります。厳しい財政状況を理由に、地方創生に向けた大きな流れが滞ることのないよう、県庁が一丸となって取組を引き続きやっていたきたいと思えます。

また、新たな交付金の概要についてもお聞かせいただきました。まだ庁内でも具体的な検討を進めている段階とのことでございますが、かなり大きな金額ですので、期待するところも大きいわけですね。いろんな使い道の制約もあるようですし、補助を受けるには県費の持ち出しも必要になってきますので、実際には大変厳しいかと思いますが、何度も申し上げるように、交付金を最大限に活用することは、厳しい本県の財政状況では大変重要なことですので、より知恵を絞っていただいて、しっかりと取り組んでいただくよう、改めてお願いいたしたいと思えます。

続きまして、伊勢志摩地域の観光政策、伊勢志摩国立公園のナショナルパーク化についてお聞きします。

本年5月に開催されました伊勢志摩サミットでは、各国首脳や海外メディアから、日本の原風景とも言える伊勢志摩の美しい自然や景観、伊勢神宮や

海女漁、真珠養殖などの歴史、文化、そして三重の食などが非常に高く評価されました。

また、世界を魅了した伊勢志摩国立公園は、戦後初めて国立公園に指定されてから、本年11月で70周年を迎えます。我が会派の山本教和議員が伊勢志摩国立公園指定70周年事業実行委員会の会長を務めており、昨年度から様々な事業を展開していただいているところであります。

こうした中、7月25日に伊勢志摩国立公園が、環境省が進める国立公園満喫プロジェクトの先導的モデルの実施箇所に決定しました。70周年という節目の年に花を添える、大変喜ばしいニュースでございました。

ここで、ごく簡単に国立公園満喫プロジェクトについて説明します。

環境省が進める本プロジェクトは、本年3月に政府が取りまとめた明日の日本を支える観光ビジョンに盛り込まれた、日本の国立公園を世界水準のナショナルパークにし、インバウンドの拡大を目指すために実施されるものです。全国32の国立公園の中から、今回様々なポテンシャルを有する8カ所の国立公園が選定されました。

伊勢志摩国立公園が選定された要因は幾つか考えられると思いますが、悠久の歴史を誇る伊勢神宮や、自然と共存してきた海女文化など、サミットでも高く評価された伊勢志摩地域ならではのコンテンツが認められたものと考えています。

今後は、9月11日に設立されました伊勢志摩国立公園地域協議会が中心となって、自然景観の保全と利用を進めるプログラムを策定しながら、インバウンドをはじめとする誘客に向けた効果的な取組を実施していくと聞いております。9月11日に伊勢市の県営サンアリーナで開催されました地域協議会の設立総会、キックオフイベントには、官民合わせて100人を超える皆さんが集い、華々しくスタートを切ったところであります。

そこで質問をします。ポストサミットの取組として、伊勢志摩国立公園のナショナルパーク化に大いに期待するところではありますが、知事の思い、取組の方向性についてお聞かせ願いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 伊勢志摩国立公園のナショナルパーク化に向けた思いや取組の方向性であります。

今般、伊勢志摩国立公園が国立公園指定70周年の節目に、国立公園満喫プロジェクトの先導的モデルとして、激戦を勝ち抜いて、東海はもとより、北陸、信越、近畿地方の中で唯一選定されました。

私自身も、当時の丸川環境大臣に直接何度も要望したほか、関係市町長をはじめとする皆さんからも国に働きかけていただき、地域の熱い思いが今回の選定につながったものと考えております。悠久の時を刻んできた伊勢神宮、人々の営みと自然が織りなす里山、里海のすばらしさとともに、海女などの伝統文化、上質感あふれるエコツーリズムの取組などが評価されたものとして、大変うれしく思っております。また、伊勢志摩サミットにおいて、各国首脳や海外メディア等を魅了したことも大いにプラスに働いたものと考えています。

そして、同時に、戦後初の国立公園として指定される以前から、人と自然との共生の中でこのすばらしい自然を育んできた先人たちに深く感謝するとともに、この自然をしっかりと守り、さらに活用しながら次世代に引き継ぎ、持続可能性を確保していくことの責任を強く感じているところであります。

9月11日には、地域の活動団体をはじめ、環境省や関係市町、観光事業者等で構成する伊勢志摩国立公園地域協議会を立ち上げるとともに、ナショナルパーク化に向けたキックオフシンポジウムを開催したところであります。大変お忙しい中、中川議員にも御参加をいただきましたシンポジウムでは、この地域で活躍されている皆さんから、伊勢志摩国立公園に対する思いを語っていただきました。

中でも、海の博物館の石原館長のお話が印象に残っています。

石原館長は、桜の木を地域の小学校などに寄贈されてきたお父様の活動に触れ、現在の伊勢志摩国立公園内の人々が住む空間、環境は、必ずしもきれいなものとは言いがたいが、一人ひとりが、自分が咲かせられる花をこの公

園内で咲かせられれば、伊勢志摩国立公園は世界に誇れる公園になるというものでありました。

まさしく、私が訴え続けてきましたアクティブ・シチズンに通ずるものであり、大きな感動を覚えると同時に、私も含め、参加者全員がナショナルパーク化に向け、決意を新たにしたところでもあります。

これから、伊勢志摩国立公園をナショナルパークにしていくため、豊かな自然の保護と活用に向けた取組を本格化させます。

まずは、この地域協議会が中心となって、里山、里海を活用したエコツーリズムの推進、眼下に広大なパノラマが展望するビューポイントの整備など、様々なプロジェクトを盛り込んだ計画を年内に策定し、関係市町や地域の皆さんと一体となってこの計画を進めてまいります。

また、11月に開催する伊勢志摩国立公園指定70周年の記念式典、全国エコツーリズム大会においても、ナショナルパーク化に向けた関係者のさらなる意識の向上と団結の強化を図るとともに、伊勢志摩の魅力を世界に発信してまいります。

伊勢志摩国立公園を、世界中から様々な人々が、上質感あふれる非日常の自然空間を体験、体感できる世界水準のナショナルパークにしていくため、関係者の皆さんと全力で取り組んでまいります。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） ありがとうございます。知事の強い意気込みを感じました。

私も9月11日のキックオフシンポジウムに参加をいたしまして、知事はじめ伊勢志摩ゆかりの皆さんの話を聞かせていただきました。

先ほどの円吉桜もまさにそのとおりであります。その中でも話がございましたが、私は、伊勢志摩国立公園の多く、96%は民有地であり、公園内にたくさんの皆さん方が暮らしていますので、世界水準のナショナルパークへと磨き上げていくためには、まずはそこに住む皆さん方がここは国立公園であるという意識をしっかりと持つことが大事であると思っています。

その上で、100年先、200年先においても、人々の営みと自然が織りなす美しい伊勢志摩が脈々と受け継がれ、世界を魅了し続けるよう、地域の皆さんや関係者が知恵を絞って、一体となって取組を進める必要があると考えています。

そこで、伊勢志摩国立公園地域協議会の事務局長であります吉仲農林水産部長に、100年先、200年先においても、伊勢志摩国立公園がどこにも負けないオンリーワン、ナンバーワンの公園であり続けるよう、県がしっかりとリーダーシップをとって取組を進めていただきたいと考えますが、御所見をいただきたいと思います。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 今、議員から御紹介がありましたように、この地域は民有地が非常に多い、そういう中で、100年先、200年先まで誇れる環境、自然公園であるためには、やはり何としても地域の自主的、主体的な取組が大事だと思っています。

私も地域協議会設立に当たって、いろんな皆さんに意見をもらいました。特にアドバイザーになっていただくべく、例えば地域活性化に熱心な方々の意見、あるいは、何代も続く、そこでのいろんな地域の資源を使った、かつおぶしをつくってみえる生産者、あるいはリゾートホテルを運営されている方にお話をお伺いしました。伊勢志摩地域に対する活性化に熱い思いを感じました。その熱い思いを結集して、皆さんとともども伊勢志摩地域をしっかりと世界に誇れる伊勢志摩国立公園にしていくべく、私も事務局長としてしっかりリーダーシップをとっていきたいと思っております。

以上でございます。

[50番 中川正美議員登壇]

○50番（中川正美） ありがとうございます。

もう1点、ビジターセンターが志摩市と鳥羽市にあるんですけども、伊勢志摩地域の玄関口である伊勢市に、ぜひとも、伊勢志摩ビジターセンターを設置すべきではないかなど。これは環境省との絡みがありますが、この点はどうでしょうか。

○農林水産部長（吉仲繁樹） ビジターセンターの皆さんとも協働して、連携して取り組んでいくということについては変わりはありません。しっかり連携をして売り出していきたいと思っております。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） よろしく申し上げます。

次に、サミット後、三重県への誘客として非常に期待していますインバウンドの取組についてお伺いしたいと思います。

伊勢志摩サミットの開催決定を契機に、三重県への外国人観光客は増加をしています。外国人観光客を増やしていくため、国におきましては東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けまして、訪日外国人旅行者数4000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円と、従来の政府目標を大幅に前倒しにし、新たな目標も掲げています。県におきましても、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画において、インバウンド倍増戦略の展開として、県内の外国人延べ宿泊者数を4年間で45万人にする目標を持って取り組んでいただいているところです。ぜひ目標を上回る成果を期待しています。

一方、世界に目を向けますと、国連世界観光機関が発表した2015年の国際観光客は、前年比5100万人増の11億8400万人であります。大変多くの方々が世界各国を観光しているわけであります。また、観光庁の平成28年版観光白書によりますと、日本を訪れる訪日外国人旅行者数は1974万人、対前年度比47.1%増で、その内訳は、1位の中国から、韓国、台湾、香港、アメリカの順となっています。年々日本を訪れる訪日外国人旅行者が増え、三重県にも多くの方が訪れています。

訪日外国人旅行者数が増加していくことは大変うれしいことではありますが、やはりどれだけ地域でお金を使っただかくかという観点が非常に重要になってくると考えています。

8月19日に開催されましたみえ高校生県議会での戦略企画雇用経済常任委員長の答弁でもございましたが、外国人旅行者の消費額は、国内宿泊旅行者の約3.5倍、国内日帰り旅行者の約11倍に相当するとも言われています。観

光庁の訪日外国人消費動向調査結果、平成27年調査であります。日本を訪れる国、地域別の旅行消費額、国別の総額ではありますが、1位が中国、2位が台湾、3位が韓国、4位が香港、5位がアメリカの順となっています。中国が1位となっているのは、御承知のように爆買いが大きな要素ではないかと考えられます。

一方、1人当たりの旅行支出額では、世界的に見ても、オーストラリア、ドイツ、カナダ、イギリス、フランスといった国が上位というデータもあり、オーストラリアを含む欧米圏の旅行者が多くお金を使うという傾向が見られます。

欧米圏の人々が観光旅行に多くのお金を使うということは、やはり滞在日数が長いということが大きな理由ではないかと考えられるところであります。旅行消費額を増やすためには平均滞在日数を増やしていくことが重要な要素であり、長期滞在型が多い欧米やオーストラリアからの旅行者をいかに取り込むことができるか、こうした取組が必要となってきます。

伊勢志摩サミット開催前後、県内には、アマネムやひらまつといった高級ホテルがオープンしています。みえ県民力ビジョンにも、「伊勢志摩サミット開催の好機を生かし、アジアに加え、欧米や富裕層市場を確立させる」とあるように、欧米圏や富裕層の方々に三重県に来てもらう取組が必須だと考えています。

そこで質問します。今こそ欧米や富裕層に対して、メディアをはじめとする様々なツールを活用して、積極的にアピールする時期ではないかと考えていますが、具体的にどのような国をターゲットとし、どういう手法で誘客を進めているのか、お伺いいたします。

次に、文化財や自然資源の活用についてお聞きします。

平成28年3月に公表された明日の日本を支える観光ビジョンでは、観光先進国への視点として三つの視点を掲げています。視点1が「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」、視点2が「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」、視点3が「すべての旅行者が、ストレスなく快

適に観光を満喫できる環境に」という三つの視点であります。

どの視点も非常に重要であります。今回は、視点1の「観光資源の魅力
を極め、地方創生の礎に」に絡めて質問したいと思います。

視点1の中に「文化財の観光資源としての開花」という項目があり、質の
高い観光資源づくりには、文化財を観光資源として活用するという記述がご
ざいます。私も大変賛同するところであります。文化財や自然資源は、国民
の財産として保存、保護する観点が重要である一方、世界中の観光客を呼ぶ
ことができる観光資源という位置づけができると私も考えています。

海外での文化財や自然資源の観光資源としての活用事例を見てまいります
と、スペインのパラドールやイギリスのストーンヘンジ、アメリカのイエ
ローストーン国立公園などが有名でございます。

日本にも、三重県にも多くの文化財や自然資源がありますが、これらを保
存、保護優先から観光資源として積極的に活用していくことが必要であると
考えます。

そのためには、豊富で多様な観光資源を誇りを持って磨き上げ、その価値
をわかりやすく伝えていくことも大事になってきます。

そこで、二つ目の質問であります。三重県にも数多くの文化財や自然資
源がありますが、こうした文化財や自然資源を観光資源としてどのように活
用していこうと考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、こうした観光を振興していくためには、やはり一番大切なことが
観光を担う人材の育成であります。今回の伊勢志摩サミット開催を契機に、
国内外から多くの観光客やメディアの方々が、伊勢志摩地域をはじめ三重県
に訪れていただきました。

先ほども外国人旅行者の質問をいたしました。外国人旅行者の増加に
伴って大きな課題となるのが、通訳をはじめとするインバウンド向けの観
光人材をどう育てるかということでもあります。先般開催されました、私が代
表をいたしております伊勢志摩フィルムコミッションの総会におきましても、
外国人旅行者の増加に対応するために、英語が話せる観光人材の育成が課題

という話も出ました。

さきの伊勢志摩サミットでは、国際メディアセンターや県内主要駅などに設置されましたインフォメーションセンターにおいて、外国人メディア等に対し、外国語による三重県の情報発信や、交通、観光案内を行う外国語案内ボランティアの皆さん方が数多く活躍されるなど、サミットを契機に県民のおもてなし意識が高まりつつあります。

そこで質問します。今後増加するインバウンドにも対応できる観光人材、すなわちおもてなし人材の育成をどのように進めていこうとされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔水島 徹雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（水島 徹） 伊勢志摩サミット後のインバウンド対策ということで3点御質問いただきましたので、少し長くなるかもわかりませんが、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目、欧米、富裕層の誘客対策についてでございます。

近年、我が国を訪れる外国人旅行者は急増しておりまして、インバウンドの取組が大変注目を集めているところでございます。観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、本県における平成27年の県内外国人延べ宿泊者数は、前年の2倍を超える39万1740人と、大変大きな伸びを見せております。特に、サミット開催決定後の下半期、7月から12月につきましては、対前年伸び率が全国1位となったところでございます。

また、本年につきましても、6月までの上半期、これは速報値でございますけれども、前年同期比で45.2%増の21万2910人と、確実に増加をしております。さらに、8月末に発表されました平成28年6月の単月の数値でございますけれども、例えばイタリアが前年同期比1300%増となっているほか、イギリス、アメリカ、ドイツといった諸国も前年より大変大きな伸びを示しており、サミット開催の効果が見られるところでございます。

このように、本県を訪れる外国人旅行者の数は着実に伸びておりますが、一方で、御指摘もございましたが、本県における観光消費額、これを伸ばす

ことが課題でございますけれども、こちらのほうが思うようには伸びておらないということもございまして、消費意欲の高い富裕層の方の誘客というのが重要となっているところでございます。

本県のインバウンドの取組といたしましては、これまで、台湾、タイ、マレーシア、香港、フランスを重点国・地域と定めまして、海外でも人気の高い忍者ですとか海女ですとか神宮といった魅力的なコンテンツでございまして、本県の食を活用し、様々なプロモーションを実施してきたところでございます。

本年5月の伊勢志摩サミット開催により本県の知名度が飛躍的に向上したこの好機を生かしまして、今年度は、アジア諸国などの富裕層や欧米諸国にも誘致活動の対象を広げ、取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

サミット開催を契機として、22回にわたって伊勢志摩サミット三重県民会議等により実施されたプレスツアーの実施結果や報道された状況、また、サミットで各国首脳を魅了した食などの素材も積極的に活用しながら、本県の魅力をアピールしていきたいと考えております。

欧米につきましてはこれまで、歴史文化に深い関心を示す旅行者の多いフランスを中心に取り組み、そこから欧州への波及効果も期待してきたところでございますが、本年度は新たに、県からの委託を受け営業活動を行う現地代理人、俗にレップと申しますけれども、こういったものを欧州へ設置するほか、アメリカでの旅行博覧会への出展、サミット参加国を中心に、サミットの開催成果を踏まえたメディアや旅行会社等の受け入れ、いわゆるファムトリップを展開してまいりたいと、このように考えております。

既に、フランスの旅行会社やドイツ及びカナダの旅行誌関係者を受け入れており、今後、さらにフランスのテレビ局の受け入れ等も予定をしております。

なお、世界で最も影響力があると言われているアメリカの最大手旅行誌に、トラベル・アンド・レジャーというのがございますが、同誌が選定をいたし

ました2016年旅行すべき最高の場所50選に、日本から唯一、三重県が選ばれたところでございます。年内には同誌に本県についての記事が掲載されることとなっております、全世界に向けて本県の魅力が発信されるということになっております。

また、サミットの主会場として志摩観光ホテルが海外においても認知されたことに加えまして、サミット開催前後には、御紹介もありましたように、富裕層をターゲットとした高級ホテルの進出なども見られております。富裕層旅行者は、一般に政治経済情勢にも通じておられて、サミットについても高い関心を有しているといった傾向にございますので、開催地である伊勢志摩地域を訪れたいという動きも既に見られております。

本年度は台湾において、富裕層と強力なつながりのある現地代理人、レップの設置を行いまして、本県への富裕層の誘致を一層強力に進めてまいります。あわせて、富裕層や企業によるインセンティブツアーに強い旅行者へのアプローチも進めてまいりたいと考えております。

さらに、同じく富裕層への取組といたしまして、引き続きゴルフツーリズムにも取り組んでまいります。ゴルフツーリズムは、インバウンドに関心の高いゴルフ事業者と観光事業者等の連携のもと、富裕層の多いゴルフ客を本県に呼び込み、観光の振興を図る取組でございます。ゴルフツーリズムの先進地とも言えますタイのパタヤのゴルフ協会とは交流連携促進について覚書を交わしております、本年6月には、パタヤ側のゴルフツアー客100名を超える方が来県をされました。交流の輪が広がりつつございます。今後、国際ゴルフツーリズム博覧会への出展、ゴルフ関係旅行会社やメディアの県内招請等を通じまして、ゴルフツーリズムの目的地としての本県知名度の向上を官民連携のもと図っていきたいと考えております。

続きまして、2点目の文化財等の活用についてでございます。

御紹介のありましたとおり、明日の日本を支える観光ビジョンの視点1「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」では、インバウンド誘致に積極的に活用するとの観点から、文化財への支援を、従来の保存を優先とする支

援から、地域の文化財を一体的に活用する取組への支援に転換することとしております。また、自然資源につきましても、世界水準のナショナルパーク化を目指し、国立公園のブランド化を図っていくこととしております。

観光庁の訪日外国人消費動向調査というのがございますが、これによりますと、日本を訪れる際に最も楽しみにしていることとして、多くの方が日本食を食べること、自然、景勝地の観光、歴史、伝統文化の体験といった三つを挙げておりまして、日本独特の文化財や自然資源が旅行の大きな目的となっているところでございます。

訪日外国人の関心が高まっている三重県の文化財の活用の具体例として、海女文化についてちょっと御紹介を申し上げたいと思います。平成26年には、鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術として、全国で初めて県の無形民俗文化財に指定された海女文化でございます。この振興を図ることなどを目的として設立をされました海女振興協議会が中心となって、海女文化のユネスコ無形文化遺産登録を目指しまして、海女交流事業や海女サミットの開催等に取り組んでいただいているところでございます。

また、鳥羽、志摩にあります海女小屋には多くの外国人観光客が既にもう訪れているほか、サミットの効果もありまして、海外メディアからの取材も大変増えております。こうしたことから、今後のインバウンド誘致において、三重県にとっての強力な武器の一つになるという確かな手応えを感じているところでございます。

また、先ほど日本農業遺産のお話ございましたけれども、伊勢志摩サミットでG7首脳や配偶者の襟元を飾りましたラペルピンに使われました真珠、これも伊勢志摩地域の豊かな海と先人の英知があったからこそ生まれたものでございますが、現在、その真珠の生産システムを、海女文化とあわせて日本農業遺産として認定されるよう、地元が中心となって申請していく計画であるというふうに聞いております。

さらには、伊勢志摩地域では、地元市町等が中心となりまして、国の食と農の景勝地、こちらのほうにも申請をしております、認定をされました際

には、地域の食、景観、農を生かした地域特有の歴史的なストーリーを構築し、海外に向けて発信するというようになっております。

ほかにも、本県には、先ほどもお話がございましたが、国立公園満喫プロジェクトに選定されました伊勢志摩国立公園、伊勢志摩サミットでG7各国首脳らを魅了しました神宮、さらには、世界遺産である熊野古道、日本遺産に認定されました「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」、さらには忍者とか食文化とか、世界に誇る多くの文化財、自然資源等が豊富にあります。これらの三重県の豊富な文化財や自然資源を観光資源としてさらに磨き上げ、インバウンド誘致に最大限生かしていきたいと、このように考えているところでございます。

最後に、3点目、観光人材の育成についてでございます。

最近のインバウンド需要の拡大を機に、本県でも実際に外国人を受け入れる事業者というのは増加しております。しかし、受け入れに当たっては、文化的背景や使用言語が異なるということで、接遇や意思疎通といった部分で様々な課題のあることは事実でございます。

また、訪日外国人の多くは、訪日旅行に満足はしておりますけれども、一方で接客サービスに関しては、なかなか声をかけてもらえないとか、歓迎されていないような印象を受けたといったお声なども聞かれるところでございまして、外国からのお客様を受け入れる上で十分におもてなしをすることができる人材の養成というのは、大きな課題でございます。

こうした状況を踏まえまして、県といたしましては昨年度から、国の地方創生人材育成事業を活用いたしまして、外国人観光客対応人材育成事業を実施しております。これは、観光施設、飲食店、小売店等で働く方や、今後そういったところに就業を希望される方々を対象に、増加する外国人旅行者に適切に対応できるよう、座学形式及び実地形式の研修を実施するものでございます。

昨年度につきましては、インバウンド専門事業者に委託をいたしまして、インバウンドの全体像を学ぶ基礎研修、おもてなし実践、海外旅行会社への

セールス手法等を学ぶ専門研修、実際の受け入れ施設で受け入れ成功事例を学ぶ実地研修、英語、中国語、韓国語の実践的対応を学ぶ外国語研修を県内4カ所で実施いたしましたして、延べ414名の参加をいただきました。内容は極めて実践的なもので、受講者の方のアンケートでも大変高い満足度を得たところでございます。本年度も同様の枠組みでの実施を予定しておりまして、近々受講者の方の募集を開始する予定となっております。

こうした研修のほかにも、国や民間団体等が行う研修の機会などもございますので、こういった有用な情報を適切に関係事業者の方にお知らせいたしまして、県内事業者のインバウンド人材育成の支援を行ってまいりたいと考えております。

また、御紹介のありましたとおり、サミットの開催を通じましては、外国語案内ボランティアの皆さんにも、国際メディアセンターやインフォメーションセンター等で大変御活躍をいただきました。今後、サミットでの経験や語学力を大いに生かしていただくことで、県民挙げてのおもてなしの実現に向けまして御協力をいただければと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

[50番 中川正美議員登壇]

○50番（中川正美） ありがとうございます。

1点だけ要望したいんですけれども、4年後に東京オリンピック・パラリンピックがあるわけなんですけれども、本来、これはスポーツのイベントということでありますが、IOC、国際オリンピック委員会では、文化プログラムを義務づけておるわけですね。国におきましても、この方針に沿って、要は日本の技術、歴史、伝統などを生かしたプログラムをつくれと、こういう話なんです。したがって、三重県としても、大いにサミットの経験を生かしていただいて、手を挙げていただきたい、これは要望させていただきたいと思えます。

それでは、次に、農林水産業の振興についてお聞かせ願いたいと思えます。

県は、もうかる農林水産業の実現に向けまして、産業の基礎となる生産体制、生産基盤の整備、担い手の確保、育成などの人づくり、出口対策となる新商品の開発、国内外への販路開拓などを進めているところでありますが、本日は、その中でも農林漁業者の6次産業化の取組についてお聞きしたいと思えます。

平成23年3月に六次産業化・地産地消法が施行されてから5年が経過いたしました。国の資料によりますと、平成28年9月までの間に、6次産業化に係る事業計画は2173件、うち三重県では51件が認定されているとのこととなります。

本県の51件の内訳を見てまいりますと、農業、林業、水産業と幅広く認定を受けており、米、麦、大豆をはじめ、鶏卵、かんきつ、お茶、キノコ、カキなど、多種多様な品目が活用されています。改めて、三重が食の宝庫であることを実感した次第であります。

伊勢志摩サミットでは、報道関係者の取材拠点、国際メディアセンターで、食事156品目のうち152品目に県産食材が使われ、国内外のメディアから多くの絶賛の声をいただいたことは記憶に新しいところであります。サミットの開催により、三重の食材に対する知名度は飛躍的に向上しており、今このときに三重の食材を生かした新商品の開発、生産、需要の開拓など6次産業化を進める中でしっかりと取り組み、1人でも多くの三重ファンを増やす必要があると思えます。

そこで質問します。これまで積み上げてきた6次産業化の取組実績や、サミットのレガシーを生かしながら、今後どのように6次産業化を推進していくのか、お聞きしたいと思えます。

また、食材についてもお話ししたいと思えます。

食に本来求められる価値には、おいしさ、機能性、安全性などがあると思えます。そのうち機能性につきましては、平成27年4月に、新たに機能性表示食品制度が施行されました。本制度は、消費者の皆さんが、機能性を持つ商品を、わかりやすく、かつ正しい情報を得て、選択できるよう設計さ

れたもので、平成28年、全国では436件の届出がなされていると聞いております。

県産農林水産物のポテンシャルは十分高いものと考えますが、他県産の農林水産物とのさらなる差別化を図るためにも、県が中心となって、機能性に着目した本制度の活用を促進すべきと考えます。

そこで質問いたします。県産食材の機能性表示に向けた今後の取組についてお聞かせ願いたいと思います。

時間の関係ではしよります。

枯れ枝等のバイオマス燃料への活用検討についてお伺いします。

午前中も質問がありましたけれども、県内では松阪市、多気町、津市の3カ所で木質バイオマス発電所が稼働しており、バイオマス燃料の需要が非常に高まっています。しかしながら、県内産の間伐材等未利用材でその多くを供給できるまでには至っていないと聞いております。

こうした中、先日、静岡県清水市の三保の松原の取組を目にしました。

三保の松原は、約7キロメートルの海岸に約3万本の松が生い茂り、松林の緑、打ち寄せる白波、海の青さと富士山が織りなす風景は、御承知のように歌川広重の浮世絵や数々の絵画、和歌にも表現されるほど美しいものです。

一方で、約3万本の松から枯れ落ちる葉の除去には大変苦慮されております。このような中、地域のNPO団体がこの松の枯れ葉を収集、粉碎、円筒形等に固めてペレット燃料を開発し、発熱燃料として活用できるめどが立ちつつあるとのことであります。

私が住んでおります伊勢市大湊におきましても松が多数植林されており、大変興味深い取組であると考えております。

そこで質問します。本県においても、こうした地域の未利用材を発熱燃料として活用する取組を一層促進する必要があると考えますが、部長の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） お答えを申し上げます。

6次産業化の視点、それから機能性表示食品、さらには松の枯れ枝などの利用ということで3点御質問いただきましたので、順次お答えいたします。

まず、6次産業化を促進するために、県では各地域農業改良普及センターに担当者を配置するとともに、県内のシンクタンクに三重県6次産業化サポートセンターを設置し、農林漁業者を対象としまして、具体的な事業目標の策定に向けた助言や情報提供、あるいは商品開発に向けたアドバイスや商談能力を高める研修、必要な加工施設等の整備に向けた支援を行っています。

議員から御紹介がありましたが、こうした取組で、六次産業化・地産地消法に基づいて、県内で51件が国の認定を受けております。

特に事例としまして、志摩市では、真珠の養殖から加工、販売までの一貫体制を構築する取組、あるいは四日市市では、原木シイタケを栽培する山の散策、キノコ狩り体験の実施、バーベキュー施設の開設などの取組など、各地域で取組が進んできたところであります。

サミットのレガシーを生かしてということですが、意欲ある事業者が一步踏み込んで販売などに挑戦できる機会の提供などに取り組んでいきたいというふうに考えています。

具体的には、伊勢志摩サミット食の報告会を7月12日に鈴鹿市で開催しましたが、これを皮切りに、済みません、7月12日は鳥羽市です。三重の食材を知る会、9月9日が鈴鹿市でございます。あと、首都圏での三重県フェアが11月上旬からなど、こういったものを開催し、生産者等の販路開拓を支援するほか、県産農林水産物のブランド力向上研修により、マーケティングを実践する人材の育成に取り組んでまいります。

今後も、6次産業化を目指す農林漁業者に対して、こうした取組への参加を促し、伊勢志摩サミットにより知名度の高まった県農林水産物を生かした商品開発や販路開拓などへの挑戦を促進してまいりたいと考えています。

続きまして、機能性表示食品についてでございます。

機能性表示食品制度により届出されている食品のうち生鮮食品については、

現在、全国で、骨の健康に役立つとされますベータクリプトキサンチンを含む静岡県の温州ミカン、あるいは大豆イソフラボンを含む青森県と岐阜県の大豆もやしの2品目で、全国でもまだ少ない状況でございます。

その一方で、議員からも御紹介がありましたように、消費者の健康に対する意識、ニーズの高まりから、機能性表示食品が積極的に選ばれるということが予想されてまいります。このため県では、農業、林業、水産の各研究所において生鮮食品の機能性成分の含有量の分析や、食品加工業者等との連携により、県産食材の機能性を生かした商品の研究開発に取り組んでいます。

具体的な事例といたしまして、例えば食品加工業者が福祉事業所の方と連携しまして、四日市市でございますけれども、体調改善に役立つとされていますセサミンを含むゴマの栽培、商品化。また、熊野市では、温州ミカンに含まれる骨の健康に役立つベータクリプトキサンチンの機能性表示に向けた検討。あるいは、鈴鹿市におけるハナビラタケ、おなかの調子を支えるベータグルカンを多く含んでいる。あるいは、尾鷲市では、DHA、EPAをより多く含んだ、中性脂肪の上昇を抑えるとされているこういった養分を含んだ養殖マダイの商品化などに取り組んでおるところであります。

今後、東京オリンピック・パラリンピックにおける県産食材の利活用なども視野に入れ、他県産との差別化を図るため、三重県ならではの機能性の高い食材の選定や、より機能性を高める研究が重要になると考えております。引き続き、各研究所における研究開発や現地実証などを加速させていき、大学や農林漁業者、農協、漁協等と連携して、機能性を生かす取組を進めてまいります。

最後、松林の問題でございます。

住宅地や農地を潮風から守る防風効果の高い、特に伊勢湾の白砂青松といった景観を保全する上でも重要な役割を果たしている松林でございます。こうした松林を適正に保全するためには、枝葉の清掃など、特に今御紹介がありました伊勢市大湊の地域の皆さんによる日々の活動が重要であると考えており、収集された枯れ枝や葉については、バイオマスエネルギーとして利

用は可能であるというふうに考えています。

しかしながら、資源として安定的に有効活用していくためには、地域において定期的に一定量を確保できること、あるいは販売価格に見合ったコストで収集、運搬ができることというような課題もあることは事実でございます。

このため、今後は、関係者の皆さんと意見交換を実施し、今、議員からも御紹介がありました三保の松原など他府県での先進事例調査、あるいは県内各地で行われております木の駅プロジェクトの取組なども御紹介しながら一緒になって、枯れ枝等の有効活用について研究、検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） ありがとうございます。

それで、機能性表示食品制度の御説明をいただいたわけですが、もう一つ、地理的表示保護制度、これもあるわけございまして、これも県として十分関心を持って促進していただきたいと思います。

それで、最後の児童養護施設の関係ですが、ここもはしょってお話ししたいと思いますが、要は本県においても、自主的に児童養護施設退所後の子どもたちの実態調査が必要だと思えます。2006年から本年度、10年間ぐらいの実態調査をしていただいて、いろんなことについて支援等々していただきたいと思いますので、やってもらいたいというお願いなんですが、やっていただけるかどうか、その答えだけいただきたいと思います。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 児童養護施設退所者の自立促進に向けての実態調査ということでございます。

実態調査につきましては、平成27年にNPO法人が全国調査を行っておりますので、県としての実態把握につきましては、まず、この全国調査を分析、活用しながら取組に生かしていきたいと思っています。

さらに、県独自ということで、実態をより具体的に把握するために、児童

相談所や児童養護施設など、関係機関への取組を行っていきたいと考えております。

こういった実態把握によりまして、今後、県としても、児童養護施設退所者の自立支援に向けて取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔50番 中川正美議員登壇〕

○50番（中川正美） 今、答弁いただいたんですが、あくまでもNPO法人のアンケート調査でございまして、やはり県が、先ほど申し上げましたように自主的に調査していただいて、いろんな対応方をお願いしたいと思います。また、私は所属常任委員会が健康福祉病院常任委員会でございますので、そのあたりでまたいろいろ詰めさせていただいて、質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件あります。

最初に、田中祐治議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。18番 野口 正議員。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） 大変お疲れのところでございますが、少し時間をいただきたいと思います。

先ほど田中祐治議員より、林業振興施策につきましての質問がございました。これに関連して、質問をさせていただきます。

まず、木質バイオマス発電の原料木材等への補助金、あるいは県の支援等について、現状はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

先ほども田中議員のほうから言われましたが、松阪市では事業者だけではなくて、他のいろんなグループや個人に対して、トン当たり6000円の補助金というか、商品券等でお金を出していただいているという話が出ておりました。こちら辺も含めて、県として状況はどうだとか、例えば物をつくるときのいろんな助成金等もあると思いますが、現状をちょっと教えていただければと思います。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 今、松阪市での事例の紹介がありました。例えば松阪市では、森林活プロジェクトにおいて、地域の皆さんがいろんな形で取り組んでいただいております、大変重要なことだというふうに認識しております。

一方、県内の木質バイオマス発電所への原料となる木質バイオマスを安定的に供給するため県では、素材生産者など原木の供給者が生産性向上のために高性能林業機械を導入して、前年度の供給実績を30%以上増加させる場合に、リース料金等必要な経費に支援を行っております。また、木質バイオマス発電所及びチップ工場までの距離が遠い、地理的に不利な東紀州地域に限っておりますが、チップ工場までの原木の輸送費に対して支援を行っているところであります。

このほか、今、松阪市では、そういった森林活プロジェクトが動いていますが、津市あるいは伊賀市、名張市においては、みえ森と緑の県民税市町交付金等を活用し、未利用間伐材等の搬出、運搬等に支援を行っていただいているというような現状でございます。

以上でございます。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

基本的に木材供給が足りているのかどうか、県としてはどのようにお考えになっておられるのか。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 田中議員のときにも御説明申し上げましたが、着実に未利用間伐材の搬出量は増えてはおりますが、まだまだ計画量に対して十分足りているというような状況ではございませんので、引き続き確保に向けて、いろんな関係機関と努力をしていく必要があるというふうに考えています。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） 現実問題として、木質バイオマス発電所、今3基でしたか、三重県でやっていただいている。それと、これは後の問題にもなってく

るんですけど、ヤシがら等の原料を使い始めていますというお話も出ております。この辺で、さっき言ったように、安定的に供給ができていない。変な言い方だと、前の質問のときに、木質バイオマスをやるのに原木をそのまま切ってやっていますよと、現実としてね。そういうところもありますので、木質バイオマスの利用については、やっぱり、行政なり、また、いろんな森林組合等も含めて、協力もせないかんし、助けてもらわないかんし、自分たちでも一生懸命やらなあかんと思うんですけど、ここら辺の体制について、県としてはどのようにかかわっておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○農林水産部長（吉仲繁樹） まさしく、今、議員がおっしゃったように、特に現場へ行きましたら、森林組合の皆さん、あるいは山の材を出される皆さんの理解と協力の中で、いわゆるA材からB材、C材という中で、山の木が出てくることによってそういったC材も増えてくるということになりますので、全体で協力関係をつくって、山の木をしっかりと出してくるというような取組が大事だと思っていますし、その体制に向けて頑張っておるつもりでございます。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） 木質バイオマスは、木質バイオマス以外でもそうなんですけど、もともとは材木等の森林を活用するという大きな目標があったと思う。はっきり言わせていただいて、木質バイオマスで発電をするということについて、本来から言ったら、太陽光もそうだと思うんですけど、お金の買い取りに比べれば大変だと思っています。

ただ、これからのことを考えていくと、そういう資源のやつもしなきゃいけないということですので、木質バイオマスの原料をやっていただいておりますと解釈しておる。

その中で、ヤシがらをこれから結構やっていただくという話を聞いております。ヤシがらというのは、多分国内にはあんまりないと思うんですけど、ヤシがらと国内木材等の関係というか、そういうものについてはどのように

考えておられるのかお聞きします。

○農林水産部長（吉仲繁樹） ヤシがらについては、いわゆるPKSとって、現在輸入をされております。これについては、現時点で県内にある木質バイオマス発電の需要に対して、未利用間伐材等の状況は不足しておる、あるいは、一般材、工場用小木等も活用していただくんですが、発電施設の経営全体の中から見ればそれでは足りないので、ヤシがら等の原料もあわせて活用し、安定的に稼働するという視点から輸入をされているような状況でございます。発電所の安定稼働と林業の活性化に向けて、引き続き関係者と連携して、できるだけ多くの、こういったところに県内資材、資源、いわゆる国内木産材が使われるように対応していきたいというふうに考えておるところであります。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ヤシがらをやっていただくのは、これは経済的なものもあって、やっていただく。それによって、国内木材を集める予算、費用等がどのように変化をするか、多分変化すると思うんですよ、安いものが入ってくるんですから。当然そのときは安くしなきゃいけない。ただ、集めるための人がたくさん要りますよと。そういうような中で、県としてはどういうふうな対応をされていく予定か。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 原材料の収集については事業者の活動ですので、県は特に支援はさせていただいていません。ただ、発電事業者から見れば、いわゆるFITといたしまして、今、議員からも御紹介がありました、発電、売電価格というのが、いわゆる間伐材等を利用させていただきますと、キロワット時32円、ヤシがらですと24円というような形になります。できればやっぱり間伐材等を利用するほうが、発電、売電としてはいいというような状況ですが、ただ足らないので、全体を、休ませるのはいかんのでと状況で、事業者の皆さんがそれを活用いただいております。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ということは、変な言い方ですが、それだけの助成金み

たいな格好で、国内産の木材を助けていただいておりますという解釈をさせてもらってよろしいんですか。

○農林水産部長（吉仲繁樹） エネルギー政策の一環でもありまして、したがって、そういう間伐由来のものについては一定の価格制度でやるというエネルギー政策と、いわゆる森林を守るという、ミックス的なものだと考えております。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ということは、木質バイオマス関係の発電所というのは、太陽光はいっぱいまだやっていますけれども、これから増えていく計画というか、そういう考えというのは、県としてどのようにお持ちですか。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 田中議員のときにも若干答弁させていただいたんですが、やはり県の適正な供給量というものがあると思っています。今の3基でも計画に満たないというような状況ですので、これからは、事業者の皆さんの経済活動ですので、そこをとめるわけにはいかないんですが、いろんな、ちゃんと供給体制が整っておるか、あるいは既存のものとの競合しないか、そういったものを適切にアドバイスし、林業の振興とそういった発電事業が共存できるような形が望ましいと考えています。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございました。

もう時間もあれですので、先ほど、前からいろんな方が言っています。山がよくなれば海がよくなる。それで、海がよくなれば川も。当然、材木、一生懸命やってもらわないといけないので、ぜひ皆さんのお力で、これからもいろんな面で頑張って、ともに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 次に、中瀬古初美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。8番 稲森稔尚議員。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。今日はさくっといきたいと思
いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。伊賀市選出、草の根運動み
えの稲森稔尚です。よろしくお願ひします。

今日は森林や林業に関するテーマが多く議論されてきましたけれども、私
からも、中瀬古議員の森林現場から見た山村地域等の目指すべき姿について
ということで、三重県内のナラ枯れについての被害の現状と対策についてお
伺ひしたいと思っています。中瀬古議員からは非常に、森林や林業というと
ころから地域政策にかかわっていくような大きなお話でしたけれども、私か
らは、たちまち起きている問題について少し確認をさせていただきたいと思
います。

ナラ枯れですけれども、カシノナガキクイムシという虫がいるそうなん
ですけれども、それが、病原菌が媒介される樹木の伝染病とされていまし
て、ナラ類にとどまらず、シイ・カシ類での被害も多数発生しているよう
です。

三重県内でも1990年の後半に東紀州地域で被害が報告され、その後、中勢
地域や伊賀地域でも被害が拡大し、森林を持たない2町を除く県内全域で、
今、被害が広がっています。

この夏、伊賀地域でも本当に、紅葉しているかのような、何か不気味な感
じがすごしたんですけれども、森林が持つ多様性や多面的機能が損なわれ
ること、さらには良好な景観が損なわれること、住宅や神社仏閣の周辺など、
文化的価値の高い建物や人的被害についても心配されることなど、様々な観
点から被害拡大の不安が高まっています。

そこで、三重県におけるナラ枯れ被害の実態、原因、そして、県民生活に
対して今後どのような影響が考えられるのか、県の認識をお聞かせください。
その上で、どのような対策を講じていく考えなのか、お考えをお聞かせくだ
さい。

答弁をよろしくお願ひいたします。

○農林水産部長（吉仲繁樹） ナラ枯れにつきましては、今、議員から御紹介
がありましたように、カビの一種でありますナラ菌がカシノナガキクイムシ

によって媒介されるということでございます。その作用によって樹木の通水機能が低下して、最終的には枯死に至るということで、比較的大径木、大きな太い木がやられておるといようなことで、現在、非常に問題になっています。

三重県では、平成11年に熊野地域においてコナラ等の枯死が初めて確認されて以降、被害範囲が拡大する傾向にあります。伊賀市では平成21年、名張市では平成25年に被害が確認されており、平成27年には松阪市、明和町で枯死被害が確認され、森林のない木曾岬町、川越町を除いて全ての市町で発生、被害が確認をされています。

現在、ナラ枯れの被害状況を把握するため、県では年1回程度、防災ヘリコプターを活用して、上空からの目視ですが、調査を行って、あるいは三重県林業研究所や市町からの皆さんにも御協力いただいて、地上からの目視調査や被害状況の把握を行っています。

平成28年度の林業研究調査によりますと、伊賀市、名張市、津市白山町、一志町と松阪市との境界などで被害が目立ち、特に津市西部や伊賀市、名張市でその被害が顕著となっており、今、議員も御指摘のあったとおりでございます。

今年度は特に梅雨明け前後の猛暑の影響で枯死被害が早く発生し、コナラのほか、クヌギやコジイといった多くの樹種で集団的に被害が発生をしている状況であります。全国的に、平成22年度をピークに被害は減少傾向にありますが、中部地方、近畿地方の被害は増加傾向にあり、平成27年度の全国での被害量は、前年度のほぼ2倍に増加しています。

三重県林業研究所のホームページ等で被害の発生状況等や防除法の情報提供を行うとともに、県民や市町等からの相談にも対応しているところであります。また、こうした情報は、近隣府県とも情報共有をしています。

ナラ枯れ被害を防除する方法としましては、被害に遭った枯死した木を切り倒し、樹木内のカシノナガキクイムシとナラ菌を薬剤で処理し、樹木内のカシノナガキクイムシとナラ菌を防除する、あるいは、被害を予防するため、

保護したい木にあらかじめ殺虫剤を注入しておく方法や、カシノナガキクイムシの潜入、入り込むことを防止するため、幹をビニールシートで覆うというような方法がありますが、非常に手間がかかるというふうに考えています。

一方、公園施設や道路沿い等で被害木が利用者等に危険を及ぼすおそれのあることについては、特に管理者が適切に処理を行っているところであります。

県では、カシノナガキクイムシやマツクイムシによる被害対策のための市町が主体となって行う森林病害虫防除に対して補助制度も設けております。また、みえ森と緑の県民税の市町交付金事業においても実施が可能であり、菟野町においては利用をいただいております。

今後、被害状況を把握し、市町をはじめ関係団体等に対し、迅速かつ的確に情報提供を行うとともに、市町が実施する被害対策を支援するなど、適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） ありがとうございます。里山の荒廃ということがそもそもの原因につながっていると、そういう菌が繁殖する原因につながっているということで、大変難しい問題ではあるんですけども、初めて県内で被害が発見されて十数年間、いろんな対症療法的な対応に取り組んでこられたかと思うんですけども、そのことについての成果といいますか評価というのはどういうふうになっているのでしょうか。面的に県内で広がっているという理解でいいのかをお伺いしたいと思います。

それから、最後、まとめて伺いますけれども、伊賀市の特に旧島ヶ原村から南山城村にかけてとか、旧上野市から名阪国道の奈良県側ですとか、あるいは滋賀県にかけてという被害が、今、中部地方や近畿地方でも広がって、情報共有はしているということなんですけれども、より一層、市町や府県をまたがった連携や協議の場をつくるとか、そういう対応をやっていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 基本的には対症療法という形になりまして、特に、県民の皆さんに被害を及ぼすような、公園の近くにある大木が突然倒れたりしますので、それを事前に切って倒す、燃やしてやるというような、そういう対症療法でやってまいりました。残念ながら、面的にばさっと防除できておるか、そういうのは増えていないかということにはなっていない状況だというふうに認識しています。

それと、他府県、特に中部地方、近畿地方等においては、そういった協議会の場も、どんな防除のやり方とか、あるいはうちはどんな被害があるというような情報共有の場がございますので、今、議員のおっしゃったように、もう少し密にするとか、そういったことも必要ではないかなというふうに考えておるところでございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） ありがとうございます。

では、県の関与ももう少し強めながら、地域や市町を後押ししていただくように、里山や森林を守っていただくようお願いして、関連質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（日沖正信） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（日沖正信） お諮りいたします。明29日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明29日は休会とすることに決定いたしました。

9月30日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散

会

○副議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。
午後 3 時 22 分散会